

受けないとしたならば、それは實に寧ろ不思議と謂ふべきことであらう。それは、幼稚園だと云つて嘲笑せられ、畸形物だと云つて極め付けられ、又兒童に對して催眠術を行ふものだと云つて疑惑を受けたのであつた。それは、素人からは猜疑の眼を以て觀られ、法律家からは侮蔑の聲を浴せかけられ、又裁判官からは力弱きものと見做されたのであつた。従つて、その破壊、若しくは少くともその變革に對する叫びが擧げられ、その反響は今も尙耳にすることが出来る程である。憲法上から之を攻撃することは、殆ど、過去のことになつてしまつてゐるが、政治上から之を攻撃することは、或る方面には、時々現はるのであるが、併しそれとても現今にては比較的稀なことである。現在でも尙存在してゐるのは、吾々が職能上の攻撃と稱する所のものである。即ち、主として少年裁判所の本來の職能の問題の上に向つて集中せられたる攻撃である。此の攻撃を受けるが故に、吾々は、少年裁判所と他の社會的機關、殊に學校に對する關係に就いて、長い議論を直接にしなければならなくなるのである。

抑も少年裁判所なるものは、司法裁判機關に依つて適當に運行せられ得るものなりや、及び、少年裁判所の仕事の、凡てでなくともその大部分のものは、公立小學校制度の中に融合せられ得るものにあらざるや、と云ふことに關する質問が、少年裁判所の思慮深き研究者達から、時々、發せられたことであつた。此の考に對する論議も、細かい點に於ては、差異があるが、その主要なる點は、次の二つの命題を基礎とするものである。即ち、その一は、少年裁判所の仕事の大部分はその性質上行政的のものであつて、司法

裁判所には適應すべくもないと云ふこと、その第二は、少年裁判所の仕事と云ふものはその性質上教育的のものであるから、それを學校へ譲り渡すべきものであると云ふこと、である。さうして、その論議の各具體的主張も亦相異つてゐるのである。或る者は、少年裁判所と云ふものを全然廢止してしまつて、その職能を學校や其他の適當なる機關に委せ切りにしてしまふとし、又或る者は、少年裁判所は之を存置しておいても、その職能を嚴格に所謂司法的方面のものみに制限しようとするか、或はそれを家事裁判所に融合せしめようとするのである。茲に注意せざるべからざることは、議論の焦點になつてゐる所のものは少年裁判所の管轄權の量の問題ではなくして、寧ろ、少年裁判所の職能の性質そのものであると云ふことである。

右の如き主張は、新しいものではないのである。少年裁判所の職能を學校組織の中に編入すべしとの議論は、既に一千九百十二年の昔に於て、ホツチキツス教授がシカゴ少年裁判所に關するその報告書中に述べてゐる所である。エリオット博士は、その著書の中に於て、右の考を是とする所の、より入念なる議論を主張してゐる。ペーカー判事は、更に保守的な見解を以て、之と同様なる主張を固持してゐたのである。エディントン女史、デアアドルフ女史並に其他の數人も、皆擧つて彼等の攻撃の矛を上げてゐたのである。

少年裁判所の仕事の多くはその性質上行政的であり非司法的であること、少年裁判所は根本的に此の仕事に適合せざることは、エリオット博士の強く主張したところであつた。拘引、告訴の提起、拘置場の管

理、社會的調査、精神上の診断、母の扶助料の取扱、事件の非公式處理、兒童勞働法の施行、純粹なる要扶助事件の處理、無斷缺席事件の處理、監視に付せられたる兒童の監督、及び監視事業として一般に知られてゐる凡ての事柄、等の如き、夫々の少年裁判所に依つて行はるる種々なる職能を檢査したる後、彼は次の如く結論を下したのであつた。曰く

『かくの如く枚舉し來れる凡ての職能中、性質上眞に司法的なるものは一つもないのである。従つて又法律若しくは理論の關する限り、少年裁判所の役割として絶對的に必要なものも一もないのである』とベーカー判事に依れば、少年裁判所は失敗に終つたと云ふのである。彼は、甚だ強い言葉を以て、此の失敗の主要なる理由を次の如く説明してゐる。曰く、

『起訴すべきものなりや否やを決定すべく當該犯罪者の習慣を調査し、結局、審理前に、彼の有罪なりや無罪なりや豫め判断するが如きは、裁判所と云ふものの採るべき正當なる職分ではない。況んや、有罪宣告と刑の言渡中止の後に、彼の行狀を監督し、或は彼を再び法廷に立たしむべきや否やを決定し、結局、判事をして、原告たり檢事たり陪審員たり又刑の執行者たらしむるが如きは、之亦、裁判所の義務でもないのである。裁判所と云ふものの眞の職能は、問題たる事實を司法的に決定するのである。即ち刑事事件に於ては、犯罪に依つて起訴せられたる者の有罪無罪を決定するに在るのである。犯罪者の生活、環境若しくは遺傳を調査し、刑罰を科し、及び監視事務を監督するが如きことは、裁判所を學校

化せしめ、法律學の如何なる教理にも悖戻するものである』と。

少年裁判所の仕事の多くは、その性質上、行政的若しくは非司法的であり、さうして少年裁判所は、此の仕事に適合すべきものではないから、一つ若しくは複數の或る他の機關が、それを採つて以つて少年裁判所に代つて行ふべきものである。此くの如き考を主張する人々は、大概、次の點に於て一致してゐる。

即ち、此の仕事の多くのもの、殊に監視に關係を有するものは、その本質上どうしても教育的であるからその凡てではなくとも、その行政的仕事の多くのものは、之を教育組織の中に編入すべきものである、とホツチキッス氏報告書は、一千九百十二年に於て、次の如き主張を載せてゐるのである。曰く、

『少年犯罪事件並に要扶助事件が本質上教育上の問題であると云ふ事實は、それを司法上の組織に公然と關係せしむることを斷ち、さうして、少年法の施行を學校當局に譲り渡すべしと云ふ主張を生ぜしめたのである。若しもかゝる政策が學校に對して教育の道德的方面により、大きい力を注がしむべく強ひるならば、此の政策より生ずることあるべき、兒童政策の統一の昂上と云ふ點に於ける利益を全く度外視して見ても、それは遣り甲斐のあることである』と。

其後此の考を主張する者は、多くは、監視と云ふことの觀念並に本質は性質上教育的であり行政的であると論するのである。監視は、特別なる教育の一形式なりと見做され、従つて、それは裁判所よりは寧ろ學校と連絡をとつて行ふべき仕事なりとせられてゐるのである。彼等は、犯罪兒童の改善及び矯正は教育

上の仕事である。又、教育は明白に家庭及び學校の本分であつて如何に想像を逞ふしても裁判所の本分ではない、又、裁判所は全然その本來の目的と異りたる要求を充足してやる爲めに歪められてはならない、更に又、矯正不能の兒童に對して改善匡化を取り行ふ爲めに適當なる施設は學校である、などと論じてゐるのである。

彼等は以上の如くその命題を論斷したる後、更に次の如く彼等の考の利益と可能事とを主張し初めたのである。即ち、その主張する所によれば、先づ第一に、兒童事件の半分以上のものが少年裁判所に依つて何等公式的手續に依らず略式を以て裁決せられ得るならば、此の仕事は、非官廳的資格に於て非強制的基礎の上に、學校に依つても又同様に爲され得ることであらう。第二に、實際上の問題として、學校は今や此の方面に於ては大いに發達しつゝあるのである。視學、醫學的検査、保姆、學校實驗所、職業局、特別學校或は特別クラス訪問教師、整理局——此れ等の教育上の機關の凡ては、學校兒童の不整正に關する凡ての問題を取扱はんと試みつゝあるのである。此くして、學校は、先きには少年裁判所に送致した仕事の多くを、眞に自ら行ひつつあるのである。第三に、事件を如何に手際よく取扱ふとしても、裁判所の手にかつた兒童には、どうしても或る種の烙印を押されることになるものである。ところが、學校がやることになれば、烙印などと云ふ問題なんか起りつゝはないであらう。第四に、學校の方が此の仕事をより能率高く行ひ得るのである。何故ならば、家庭は裁判所よりも學校と協同する方を一層喜ぶからである。兒

童並にその家庭の調査及び研究は、彼等と絶えず接觸してゐる故により容易に爲さるることになる。若しも兒童を收容する必要があると云ふ場合には、唯單に、その兒童を正則の公立學校から特別の學校へ、自發的基礎に依つて、送致するか、又、その監護の可否に就いて問題が起つたならば、正規の裁判所の決定に依つて、之を爲せば良いであらう。最後に、此の考に依れば、犯罪兒童若しくは不良兒童の問題を能率的に處理し得るのみならず、又學校をして、その責任を益々深く感せしむることになるであらう。

建設的計畫案に就いては、此の考の主張者等も、少年裁判所をどの程度まで保留すべきか、及び、裁判所の職能を、如何にして他の機關に分配すべきか、と云ふ點に付いては、幾らか、意見が岐れてゐるのである。少年裁判所の職能を學校に讓渡すべきものとするならば、如何にして學校を組織すべきものなりや、と云ふ問題は、此の考の主張者等も、又、兒童の爲めに、如何にして學校を組織すべきものなり

並に此の問題に就いて、エリオット博士の言ふ所を要約すれば、少年裁判所の職能は、その司法的方面、即ち、裁決及び強制は、之をより大なる家庭裁判所 (family court) に、又その處理方法上の方面は監視事務並に臨床的實驗と共に、之を、一般的なる教育上並に兒童教育上の組織中に、吸収せしむべきものである。と云ふのである。學校の行ふことの出来ないような、其他の行政的の仕事は、之を警察及び其他の相當機關の手に委すべきものであらう。又、少年裁判所の職能を學校に讓渡すべきものとするならば、如何にして學校を組織すべきものなり、と云ふ問題は、少年裁判所を云ふものを廢止し、さうして、犯罪の事實乃至は事情の認定、及び、刑

罰を科することを除いて、其他の職能全部を擧げて之を學校に移讓したい意向を有つてゐたのである。さうして、此の目的の爲めに彼の主張する所は、『學校と關係を有する或る官吏を置き、此の官吏をして、刑罰を科し又收容する旨の判定を法律上正當に爲し得る權能と、一と度びその判定を爲したる場合にはそれを強制し得る權限とを有せしむべし』と云ふのである。

エデイトン女史は、全然少年裁判所と云ふものを廢止し、さうして、その職能全部を、醫學的、心理的並に社會的奉仕を爲し得る設備ある『整理局』に附與したい意向を有つてゐたのである。さうして、凡ての問題兒童は、之を、此の處に送致せしめ、又、兒童の爲めの特別學校、拘留所、兒童世話所等は之れに所屬せしめるのである。又、成年者に對して司法的職能を行はねばならない場合には、之を、成年者の爲めの裁判所に送致し、法律上の極端なる處分權能を適用する必要のある兒童の爲めには、特にかゝる兒童に對する措置として案出せられたるものに司法上の權威を與ふべく學校に派遣せられたる、裁判所の代表者を置くのである。此の代表者は、法律上の助言者たる性質を有し、離婚手續に於ける補助判事 (Master) と同様な働きを爲すのである。

さて、以上説述し來りたる提案に反對する者は、少年裁判所の仕事の多くのものがその性質上行政的であり教育的であることの點は、之を認めつつも、大体に於て、次の如く主張するのである。曰く、右の如き提案は望ましきものにもあらず、又行はれ得べきものにもあらず、と。此の見解を持つるものとしては、

リックス判事、サーストン教授、ランドバアグ女史、メリル氏、ウエート判事等を擧げることが出来るであらう。さうして、此れらの人々の論ずる所は、先づ第一に、裁判所が行政的職能を有してはならないと云ふ理由、並に、性質上教育的なる事柄は之を凡て學校に移讓しなければならぬと云ふ理由はないと云ふのである。少年裁判所が司法上の施設であることは誠に事實である。併し、それは性質に於ては司法的と謂ふよりも、より多く行政的なのである。それは、過誤に陥りたる兒童或は扶助を要すべき若しくは顧みられざる兒童を保護せんとする目的のために、法律に依つて設けられたる行政的機關である。さうしてその保護的職務を果たす爲めに、當然兒童の行狀に影響を與へたる凡ての事實を調査し、又彼の回復と矯正とに必要な處理方法を施行せんが爲の活動を爲し得べきように設備せらるべき必要があるのである。少年裁判所は、此の點に於ては、唯獨り孤立するものではない。英國の高等衡平法裁判所に於ける未成年者の身柄及び財産の監督、又アメリカに於ける檢認事件上の管轄權を有する裁判所に於ける同様なるそれ、家事裁判所に於ける扶養料の取立、民事裁判所に於ける受託者並に財産管理人の職務、通常の刑事裁判所に於ける監視等、此れらは何れも性質上行政的のものである。更に又、成年犯罪者の改善及び矯正と云ふことも性質上同じく教育的である——少くとも教育的傾向を有してゐる——併し乍ら、吾々は此かる公の職能を公立學校組織中に編入しようなどは夢にも想つては居らないのである。

第二に、反對者は又次の如く論じてゐる。曰く、裁判所は、その背景に強制力を有つてゐるのであるか

ら、多くの行政的職能をも、より能率的に行ふことが出来るのである、と。犯罪的經歷を有する者の多くのものも、最初は、裁判所と云ふものの嚴肅さに想到して、足を止めさせらるるのである。裁判所の享受する所の権力と尊敬とは、國家の訓育的権力を全然學校乃至は其他の機關に移譲すべく之を輕々に廢棄するには餘りに價値多いものである。此の権力を學校當局が行ふとしてもうまく行くものではない。何故ならばそれは屢々裁判所権力の使用の一次的延引を意味するにすぎないことになるのであらうからである。更に又、少年犯罪なるものは、多くの場合に於て、公立小學校に於ける失敗の證左となるものである。法律上の権能を有ち又新しい見解を持する所の、新しい機關は、勢ひ、より効果的になるものである。

第三に、反對者は斯く主張してゐる。曰く、學校は凡ての年齢、凡ての種類の兒童を、凡ての時に於て取扱ふことは出来ぬものである、と。少年裁判所の管轄に屬する年齢の兒童の大部分は、學校の支配外に在るものである。義務教育年齢が少年裁判所の制限年齢にまで擴張されてゐるところは稀である。併し、その年頃の兒童が、少年裁判所の手を煩はさねばならない犯罪兒童の大部分を構成し、さうして又彼等こそ通常は最も取扱ひ悪い者達なのである。然かも又一方に於て、少年裁判所の厄介にならねばならないところの、被遺棄兒童及び要扶助兒童の大部分は、學齡以下の者達なのである。前記の考を固持する者は、犯罪兒童や公立小學校に通うてゐる兒童のみに就いて云爲してゐるのである。要扶助兒童や被遺棄兒童などは、學校の手に依つて満足に處理出来るものではない。而已ならず、私立の學校や教區の學校に通うて

ゐる多くの兒童は、公立學校の手が届かないではないか。又、學校は凡ゆる種類の犯罪者を取扱ふことは出来ないのである。學校に於ける行狀と關係のないところ、重大なる犯罪傾向者や犯罪者は、どうしても適當に學校の手を以て處理する領域内にはないのである。最後に、學校は、凡ての時に於て兒童を取扱ふと云ふわけにはいかぬ。何故ならば、學校は年百年中開いてはゐないからである。併し少年裁判所ならば殆ど常に開かれてゐるのである。

次に、最後に、斯かる變化は學校自身に對して好ましからざる反應を呈することであらう、と論せられてゐるのである。犯罪者と云ふ烙印は、それを如何なる施設に於て取扱うても、それ自身にくつゝいてゐるのであるから、それを拭ひ落すとはどうしても出来ないものである。そこで教師や學校當事者は、兒童や兩親からは猜疑の眼を向けられるであらうし、警察官若しくは檢察官と見做されることになるであらう。少年裁判所の場合としても亦同様ではあるが、學校をして餘り多くの義務を負はしめることになること、勢ひ、自己の直接且つ本來の仕事を忽せにしなければならないことになるであらう。此くの如きことは、その社會に於ける學校の感化を減殺することになるであらう。

少年裁判所の事業に直接に携はつてゐる人々は、概ね、次の如き見解に一致してゐるのである。即ち、少年裁判所の仕事を、學校當局又は其他の公の機關に移讓することは、少くとも現在の狀態の下に於ては望ましいことでもなく、又、實行せられ得ることでもない。少年裁判所をして、純粹なる司法裁判所たらし

しめんとする試みは、吾々の仕事の成績が仲々擧らない場合に於てのみ考ふべき事柄である。併し乍ら、又、少年裁判所をして、児童の福利事業の凡てを包括する機關たらしむるとか、又は、他の公の若しくは半公の諸機關に依つて立派に行はれてゐる事柄にまでその手を延ばしめるとか、云ふことも望まじきことではなく、又實行せられ得ることでもないのである、と。

それはさて置いて、少年裁判所が他の立派な組織の公の或は半公の諸機關と協力してはならないと云ふ理由の有り得よう筈なく、又、夫れらの機關の手に依つて満足に取扱はれてゐる多數の児童の上にも裁判所の手を延ばさねばならないと云ふ理由の有り得よう筈もないのである。學校に於ける、所謂「未だ犯罪者と稱すべき程度に至らざる者」、「犯罪者に準すべき者」、「半は犯罪者とも稱すべき者」、及び、不良行爲が現に學校問題となつてゐるが之を裁判所へ送致する程重大ではない児童の、如きは、"social case work"と云ふ近代的精神に則つて、學校當局に依つて立派に處理して行けるのである。或る處に於ては、裁判所は、建設的方法を以て學校當局が處理し得らるゝ、無斷缺席児童を、裁判所に連れて來た場合に之に對して反動的措置を採るに至つた。さうして二、三の土地に於ては、それが却つて良い結果を收め得る見込を示してゐるのである。ロス・アンゼルス、ミネアポリス、シアトル及びセント・ルイスに於ける特別組織の視學部は、自己の仕事を取扱ふ上に、益々よい結果を收めつゝある。さうして學校から少年裁判所へ送致される事件の數もそれに應じて減少されてゐるのである。

無斷缺席児童や其他の不良行爲児童の一部だけを良結果に處理する爲めにも、學校自身は、その新しい責務に直面するだけの組織と設備と社會化とが必要なのである。彼等の仕事は、よき計畫と組織的協力とを有たなければならぬ。如何なる名稱を附するにしても、先づ公立學校に集權的且つ社會化的なる部を設け、その部に、行狀上の問題を提供する児童に關する事柄を解決すべくその全努力を捧げ得るところの經驗ある官吏を置き、又診斷及び處理に對する醫學的、心理學的並に社會的設備を具へることが、實際上の必要事項であるように思はれるのである。種々なる特別の教育上の施設と協力し、又學校に於ける問題児童に對する凡ゆる改善的仕事に加盟せんと志しつゝあるところ、右の如き専門的な部は、既に、若干の土地に、種々な名稱の下に設立せられてゐるのである。

之を要するに、その名稱は何と云はうとも、社會に於ける児童を保護し矯正するために、社會化されたる少年裁判所は、どうしても必要不可欠である。學校に於て處理せらるべき多くの半犯罪的事件が少年裁判所へ送られてきてゐること、並に、其他の事柄にしても裁判所の手續に俟たなくとも他の公の若しくは半公の機關に依つて十分立派に整理せられ得ることが多くあることは、誠に確かなことである。併し乍ら児童が法律上の權利並に法律上の義務の決定に依つて直接又は間接に影響を受くるような事件、及び、問題となつてゐるところの事實全部に互つて司法上の審理を経たる後確然たる法律的裁判所に依つて、又その裁判所に拉致せられたる社會の劣等児童は教化せられ保護せられ矯正せられて有用なる社會の一員とな

らしめらるべしとの社會的正義の命する所並に法律の命する所に従つてのみ裁定せらるべき事件、も多々あるのである。實に少年裁判所なるものは、臨床的實驗所、社會的機關及び法律的施設としては、家庭、學校及び其他の社會的施設以外に於て兒童問題を取扱ふべく社會の案出したる機關中、從來には嘗て見ざる最上のものである。少年裁判所は益々社會化され、さうしてその行ふところは益々科學的となるであらう。併し乍ら、その司法的並に親の如き性質は、少くとも來るべき變時代かの間は存續することであらう。文明が進歩するに従つて、現在少年裁判所の取扱つてゐる問題を取扱ふために、より良き又より立派なる機關に示するかも知れない。併し乍ら、その機關が眞に少年裁判所に代はる物としてそのより高き價值を如何が生れにあらざれば、少年裁判所は尙吾々の劣等兒童に對する、慈悲と誠實と正義との泉としての役目を繼續することであらう。

附 錄 第 一

少年裁判所標準

茲に譯出したる『少年裁判所標準』は一千九百二十一年八月アメリカ合衆國兒童局 (United States Children's Bureau) に依つて任命せられたる、少年裁判所標準委員會の作成に係るものであつて、同兒童局並に國民監視協會 (National Probation Association) の主權の下に、一千九百二十三年五月十八日ウォシントンに於て開かれたる會議に於て採用せられたるものである。因に、前記委員會は委員長判事チャールズ・ダブリュ・ホフマン氏以下委員十二名書記一名を以て構成せられてゐる。

一 裁判所

(1) 裁判所の設立

- (1) 兒童事件を取扱ふべき裁判所は之を各地に設置すべきものとす
- (2) 少年裁判所をして獨立の裁判所たらしむべきや將又或る裁判所の一部たらしむべきや、並に、如何なる裁判所組織中に之を置くべきやは、各州の法律並に各地の事情に依りて之を決すべしものとす。少年裁判所をして都會地のみならず田舎地をも管轄せしむる爲め、一郡を以て管轄の單位たらしむ

るを、常に、望まじきものとす。

- (3) 少年裁判所は上級の裁判所且つ記録裁判所たるべきものとす。少年裁判所に於て或る児童を處理したること、若しくは、少年裁判所に於ける訴訟に於て顯出せられたる證據、は當該児童に對する民事刑事其他の訴訟並に其他の裁判所に於ける如何なる訴訟に於ても、適法なる證據たることを得ざるものとす。

(ロ) 訴訟手續の性質

児童事件に於ける訴訟手續は、その性質上、衡平法的たるべく、刑事的たるべからず。然れども、少年裁判所は児童の犯罪及び要扶助に對し原因を供與したる事件の如き成年者の事件に付き刑事的管轄權は之を附與せしめらるべきものとす。

(ハ) 管轄權の範圍

- (1) 少年裁判所は左の種の事件に付き專屬管轄權を有すべきものとす。
 - (a) 州の法律及び條例若しくはその細目規定に違反したる児童。行爲若しくは交友關係が州の教育及び保護を必要ならしめたる児童。少年裁判所はその管轄權を拋棄し、他の裁判所に於てその事件の審理せらるゝことを保證するの權能を有せざるものとす。
 - (b) 適當なる親の教育若しくは後見なく、住むに家なく、居るに處なく、貧困にして保護と監督とを

必要とすること、

顧みられず若しくは虐待せられて保護と監督とを必要とすること、道徳上、健康上若しくは一般福祉上危険なる境遇にあること、の理由に依り、監督を施すべきものと決定せられたる児童。

- (c) 養子縁組事件
- (d) 心的缺陷若しくは疾病に依り、保護又は監護的教育を必要とする児童。
- (e) 學校當局者に依りて處理し得ざる、就學法 (school-attendance law) 違反事件。
- (f) 犯罪若しくは要扶助に對する原因供與事件。當該児童の犯罪若しくは要扶助の事實認定は、本事件の裁決上必要なことにあらず。被告たるべき者は、犯罪事件の場合にありては、その兩親若しくは後見人にのみ限らるべきものにあらず。
- (g) 未成年児童に對する不扶養若しくは遺棄。
- (h) 父たることの決定並に婚姻外に於て出生したる子供の扶養。少年裁判所が児童事件に付き管轄權を行使し得べき制限年齢は、十八歳よりも低かるべきものにあらず。少年裁判所が一たびその管轄權を行使したるときは、當該の事件が間もなく却下せられ若しくは裁判所の管轄權外に逸し去らるゝ場合にあらざる限り、當該児童が二十一歳に達する迄、その管轄權は繼續すべきものとす。

(二) 判事

- 1) 判事は少年裁判所事業に對し特別なる資格を有するの故を以て選任せられたる者たるを要するものとす。判事たる者は法律上の素養は勿論、社會問題に對する通曉と兒童心理學に對する理解とを有せざるべからず。
- (2) 判事の任期は特別なる準備研究と少年事業に對する特別なる興味の助長とを確保するに十分なる長さを有せざるべからず。而して、それは出來得べくんば六年より短かゝらざるを可とす。
- (3) 判事は、拘置を最小限度に止め、慎重に又完全に各事件を審理し、而して、裁判所の事業に對し一般的指揮を與ふるに必要なだけの時間を、少年事業に捧げ得ざるべからず。
- (4) 裁判所と警察との關係
- (1) 裁判所の手續は、申請の提出せられたる時、若しくは、兒童が逮捕或は裁判所官吏の手に預けられたる時に開始するものとす。兒童を逮捕したるときは、その兒童の兩親若しくはその兒童の同居者に對し、逮捕の任に當りたる警察官其他の者は、直に、その旨を通知すべし。此の通知に對する責任は裁判所に屬するものとす。
- (2) 逮捕したる兒童は、直に、少年裁判所の官吏の世話に委せらるべく、而して必要ある場合に限り、

之を少年者の爲めの拘置所に收容すべきものとす。

- (3) 警察官並に治安官吏は、少年事件の取扱に際しては、少年裁判所と密接なる協力を爲して行動する
- (1) 警察官並に治安官吏は、少年事件の取扱に際しては、少年裁判所と密接なる協力を爲して行動する
- (2) 警察官並に治安官吏は、少年事件の取扱に際しては、少年裁判所と密接なる協力を爲して行動する
- (4) 警察官は、兒童を逮捕したる後、その少年犯罪事件を非公式に處理せんと試みるべからず。警察官憲は兒童を裁判所に送致せずして、之を非公式なる監視處分に付するの權限を與へらるべきものに
- (5) 警察は、兒童をその屯所に留置するの權能なく、又權限を有するものにあらず。兒童が少年の爲めの拘置所に收容せられたるときは、茲に警察の權能は終熄すべきものにして、唯、兒童逮捕の原因に付きその報告を爲し、及び、合式の申請若しくは告發を提起することを得るのみ。
- (6) 兒童は逮捕の瞬間より、能ふ限り最大程度まで、社會の注目と彼を犯罪人として印付けんとする條件とより隠蔽せらるべきものとす。警察馬車に依る護送、制服を着したる警察官吏の附添、及び略易き身體上の拘束、は何れも非難せらるべく又避くべきものとす。拘置所其他の場所へ少女を護送するには、必ず、婦人官吏に依りて之を爲すべきものとす。
- (7) 稀有なる例外の場合を除き、擔保物、保釋金、出頭證書は、兒童事件に於ては、之を必要とすべき

ものにあらず。

(ロ) 告訴の受理及び事件の整理

- (1) 判事、若しくは彼によりて指定せられたる監視官は、凡ての告訴を検閲し、適當なる調査を爲したる後、申請を提起すべきや若しくは其他の合式手續を採るべきやを決定すべきものとす。合式なる手續に依らずして事件の整理を爲すことを可能とする場合にありては、常に、凡ての事件に付きその措置に出づるを以て裁判所の義務とするものとす。
- (2) 斯くの如く兒童を保護し若しくは之を放任し置くを望まざることとする場合に、略式にて處理せられたる事件に付いては、監督を怠らざることを要するものとす。
- (3) 判事は、凡ての事件に對し個別的に注意を拂ふこと能はずとも、裁判所の凡ての仕事に對しては一般的監督を爲さざるべからず。

三 拘置

(イ) 拘置政策

- (1) 拘置せらるる兒童の數及び拘置の期間は、最小限度に止むべきものとす。而して兒童を拘置せざるべからざるときは、能ふ限り、私的寄宿所に於て、之を爲すべきものとす。拘置は、絶対に之を必要とする兒童に限り、之を爲すべきものとす。而して、絶対に拘置を必要とする兒童とは左の如き

者を謂ふ。

- (a) その家庭の狀態が即時脱出を必要とする兒童。
 - (b) その両親若しくは後見人の支配の及ばざる兒童、家出人、及びその両親が兒童を裁判所に出頭せしむるに付き信を措く能はざる者なる場合の兒童。
 - (c) 事件の審理中釋放し置くことは社會の安全を危殆ならしむる程重大なる犯罪を行ひたる兒童。
 - (d) 證人として訊問することを要する兒童。
 - (e) 適當なる専門家の觀察、研究及び處理の爲めに拘置するを必要とする兒童。
- (2) 兒童を拘置するに當りては、之を刑務所又は警察屯所に於て爲すべからず。
- (3) 兒童は如何なる場合に於ても、両親が拘置に同意を與ふるか、若しくは両親が直に到着する能はず而かも拘置を爲す必要の顯はれ居るかにあらざれば、裁判所の命令を得るに必要なる以上の長きに亙つて、何等裁判所の命令なく拘置せらるることなきものとす。而して、此の如き場合に於ける拘置の決定は、判事若しくは判事の指定したる者即ち通常は監視官長に於て、之を爲すべきものとす。
- (4) 何れの兒童に付いても、拘置の期間は出來得る限り之を短期に止めしむべく絶えず努力することを要するものとす。その之を爲さんが爲めには、屢次審理を開き、調査を急速に爲し、事件の動きを

容易ならしむる爲め十分なる裁判所職員を置き、又兒童保護上の適當なる設備を具ふべし。

(ロ) 拘留の方法

- (1) 一時的拘留を爲す爲め、裁判所の監督に屬する公設の拘留所若しくは寄宿所を設け、以て、裁判所が管轄權を有する土地全體の利用に供すべきものとす。
- (2) 拘留所の特質は左の如きものとす。
 - (a) 少年裁判所が事實上拘留所を經營せざる場合にありては、その施政方針並に兒童の入所及び釋放を監督すべきものとす。
 - (b) 拘留所内に於ては、兒童の性別及び類型別に依る分離、並に、適當なる隔離的設備及び醫學的施設を爲すべきものとす。
 - (c) 兒童の身體上並に精神上的の健康狀態研究の爲め、適當なる設備を施すべきものとす。但し、稀有なる場合を除き、拘留所を始めより此の目的のために利用すべきものにあらず。
 - (d) 拘留せられたる兒童のために特別なる學校作業を設くべく、又慰安上の設備をも施すべきものとす。その日々の課程は、建設的興味を以て不健全なる傾向並に望ましからざる交友關係を覆滅し得るよう、豊富且つ變化多くなされざるべからず。兒童の宗教的義務を行ふに付いては、その機會を與へざるべからず。

(c) 二六時中、有效なる監督を爲さざるべからず。

(f) 拘留所は、之を、訓育所として使用すべからざるものとす。

四、事件に對する調査

- (1) 社會的調査は、之を、各事件に付き爲すべきものとす。而して、それは裁判所が事件を關知したる最初の時に於て爲さるべきものとす。
- (2) 犯罪事件に對する適當なる調査事項として、最小限度の必要點なるものは、身體上の検査並に精神上の検査及び行狀、發育史、學歷、宗教的背景に關する研究を包含する、兒童自身の研究、家庭並に家族狀態を包含する兒童の環境の研究、兒童の行狀に對して責任ある必要なる原因力の評價。而して此の評價中には、處理方法として採るべき手段に對する勸告案にも及ぶものとす。
- (3) 兒童に對する精神病學的並に心理學的研究は、少くとも、社會的調査に依り研究の特別なる必要を生じたる凡ての事件に付き、之を爲すべく、而してその時期は、處理方法に關する決定前たるべく然かも之れが研究の任に當る者は、かかる仕事に對し適當なる資格を有する實驗所又は研究者たるべきものとす。
- (4) 兒童の研究のための實驗所は、十分に利用せらるべき、裁判所の特別部若しくは特別施設たるべきものとす。而して、必要な職員は、精神病學に素養ある醫師、心理學者並に一人若しくはそれ以

上の社會研究者たるべし。

(5) 身體上の検査は、完全たるを要す。而して、診断並に處理の爲めには、凡ての社會的設備を利用すべきものとす。少女に對する身體上の検査は、婦人に依つて爲さるべきものとす。

(6) 田舎地にとりては、その兒童に對する研究上の便益は、都會地に於ける中心點の發達若しくは州委員會或は州施設等の庇護に依る巡回實驗所に依つて得らるべし。

五 審 理

(4) 兒童事件

(1) 審理は兒童の親若しくはその監護者に對し適當なる通知の爲し得るや否や直に之を開くべく、而してそは四十八時間以内たるべし。

(2) 少年裁判所に於ては、審理を公開すべからず。審理は、事件に直接の關係を有する者の外、何人も列席せしむることなく、之を密行すべきものとす。證人は供述をなす場合の外在廷するを許さず。

(3) 審理を待つ兒童の爲めに、適當なる設備を施すべし。而して彼等を公衆の眼に觸れしめず、又必要なる監督を與ふべし。

(4) 兒童の一人若しくは二人の親、或はその法律上の後見人は、必ず、出頭することを要するものとす。審理は、出來得る限り方式に拘泥せずして、之を行ふべきものとす。而して、刑事裁判所の特質た

る、手續並に訴訟規則に對する形式的執着は、之を避くべきものとす。

(5) 少年裁判所の主旨は、兒童をして、犯罪人として審理し取扱はしめらるることを防ぐに在り。故に兒童並にその親等をして、當該兒童が犯罪の爲めに審問を受くるものなりとの觀念を懷抱せしめざるように努めざるべからず。事實を認定するに當りては、裁判所は常に證據法を念頭に置かざるべからず。然れども、こは、此れ等法規を適用することに依つて裁判所は形式的審理を行はざるべからずと云ふ意味にはあらず。

(6) 裁判所が記録並に説明の用に供する爲め、凡ての事件に付き、訴訟手續に關する報告書を作成せざるべからず。此の報告書は、證人供述書並に申請書が公文書なりと云ふ意味に於ては公文書にあらずして非公文書及び秘密文書なり。

(7) 裁判所は、各事件に付き、兒童並にその親に對し、當該訴訟の何物なりや及び當該訴訟に對して如何なる處理を爲したりやを解説せざるべからず。

(8) 如何なる事情の下に於ても、兒童事件に付いては、陪審裁判を許すべきものにあらず。陪審裁判なるものは、少年法並に少年法の依つて立つ所の理論と矛盾するものなり。

(9) 遺棄事件並に要扶助事件の審理の際には、兒童の人違ひなきや否やを確める必要ある場合に、その爲めに要する時間以外は、兒童を列席せしむべからず。

(ロ) 成年者の關與する事件

成年者の關與する事件、例へば、成年者が兒童の犯罪若しくは要扶助に原因を供與したりとして起訴せられたる事件の如き場合に於ては、被告は法律並に憲法に依つて認められたる凡ての防禦方法を行使する權利を有するものなるが故に、刑事事件に於ける通常の訴訟手續を行ふ必要あるべし。斯かる事件の審理に當りては、之に關係ある兒童は、證人として供述を爲す場合の外、決して法廷に現はるる必要なしとする程度まで保護せられざるべからず。而して、その法廷に出頭する場合には監視官之に附添ふべきものとす。

(ハ) 審判官の利用

- (1) 少女事件は相當の資格を具へたる婦人審判官之を審問するを以て望ましきこととす。
- (2) 裁判所の管轄區域甚だ廣大にして、判事が凡ての場所に於ける事件に急速に立會ふこと能はざる場合に於ては、裁判所は相當の資格を具へたる審判官を利用すべきものとす。
- (3) 審判官の審問したる事件に於ては凡て、判事はその認定並に勸告案に付き裁定を與へ且つ凡ての處分を檢閲すべきものとす。判事は全施政に亘つて廣く監督の眼を放ち、且、その管轄區域全般に亘つて公平に力を竭さざるべからざるものとす。

六 事件の處理

- (1) 各事件を處理するに當り、裁判所がその處遇方法を兒童の必要に適應せしめ得るよう、その各自の家庭に在る兒童の監督の爲め、並に彼等自身の家族と共に生活せしめ得ざる兒童の養家若しくは收容所に於ける教育の爲めに、各種の施設は之を十分に利用せざるべからず。
- (2) 兒童を收容所に於て教育することは、兒童各個の必要と將來の見込をも知り得たる慎重なる調査の結果その必要なることを證明せられたる場合、若しくは當該兒童をその儘の家庭に放置して社會生活に適應せしめんとしたる數度の試みが失敗に終りたる場合のみに限らるべきものとす。
- (3) 兒童事件に於ては如何なる場合に於ても罰金刑を科すべからず。損害の回復若しくは賠償は、それが兒童に對し、教訓的價値を有するか、又は、財産權に對する尊重心を滴注し得るかの場合に於てのみ之を命ずべきものとす。
- (4) 社會的調査並に身体上及び精神上検査の報告書の完全なる謄本、當該事件に關する裁判の採りたる手續の摘要書の後に、機關又は施設に該兒童を送致する旨の命令書を編綴すべきものとす。而して此れ等の記録は非公式且つ秘密の文書たるべきものとす。
- (5) 私設の機關又は施設の教育の下に置かれたる兒童は、尙裁判所の管轄權内に留まるものとす。裁判所と此かる機關若しくは施設との間には、密接なる協力あることを要するものとす。裁判所は、當該兒童の進歩の狀態に關する報告を要求し、又、兒童の收容せられ居る機關及び施設を訪問するの

権限を有するものとす。裁判所の委託を受け児童を接受する私設機関及び施設の凡ては、州の監督に服すべきものとす。

(6) 扶助を要する児童若しくは顧られざる児童を適當なる家庭に委託すると云ふが如き行政的仕事は、斯かる種類の仕事の爲めに利用し得る適當なる機關なきか又は之のあるも利用すること能はざる場合にあらざれば、裁判所自身に於て、之を敢行すべきものにあらす。

(7) 裁判所は、機關又は施設の教育に委せられたる児童の親に對し、該児童の扶養料の出捐を命じ得る権能を有すべきものとす。

(8) 児童に對して行はれたる成年者の犯罪に付き、管轄權を有せざる場合に於ては、當該少年裁判所の責任として、斯かる成年者に對する訴追を可とする場合には、他の裁判所をしてその訴追手續を行はしめざるべからざるものとす。斯くの如き事件に付いては、少年裁判所、起訴官憲及び刑事裁判所の三者間に密接なる協力あることを要し、少年裁判所は、他の裁判所に於て児童の證人とならんとする場合に之を保護すべき出來得る限りの凡ゆる手段を講せざるべからざるものとす。

七 監視及び監督

(1) 監視官は、競争試験に合格し、監督委員會 (supervising board or commission) の承認を経たる有資格者中より、判事に依りて選任せらるべきものとす。

(2) 監視官 (probation officer) として必要なる最低條件は左の如きものたることを要す。

(a) 教育。出來得べくんば大學 (college) 若しくはそれと同等程度の學校を卒業したる者たるか、乃至は社會事業に關する學校の卒業者たること。

(b) 經驗。少くとも一年間監督の下に個別事業 (case work) に携はりたる者たること。

(c) 善き人格と性質。手練、才智及び同情。

(3) 監視官の報酬は、最上の熟練家を得ることの出來る程度のものたらざるべからす。その俸給は社會的奉仕の他の分野に於ける従事者に對して支拂はるるものと比較するに足るものたらざるべからす而してその増額は、奉仕と能率との記録に基くものとす。

(4) 一監視官の手に一時に託すべき事件數は、必ず五十件を超ゆべからす。少女事件を取扱ふ官吏に對しては、更に此れより少き數を託すべきものとす。

(5) 特志家をして従事せしむる場合にありては、その任に當る人々若しくは特志家を以て組織する行政部は、直接に裁判所に對して責任を負ふべきものとす。

(6) 少女事件は之を必ず婦人官吏をして取扱はしむべきものとす。十二歳未滿の男童の事件は、之を婦人官吏をして取扱はしむるを可とすべし。然れども、十二歳以上の男童の事件は、凡て之を男子をして取扱はしむべきものとす。

- (7) 區域制度 (district system) は、事件割り當て方法として、經濟的なること多きものなり。然れども、特別なる種類の仕事には、特殊なる官吏をして之に當らしむることの適當なることをも、亦、考慮に入れざるべからざるものとす。
- (8) 縦令試験的なりとも、各事件に付き、必ず、建設的仕事の明確なる計畫を立て、且つ之れが記録を作り置かざるべからず。而して尙、少くとも毎月監視官長 (chief probation officer) 又は其他の監督者と協議會を開き、以て、之が照査を爲さざるべからず。
- (9) 大体に於て、監視期間の最小限度は、六ヶ月乃至一年以内にて定めらるるを以て、望ましきものとす。然れども、監督官吏若しくは監視官長の勸告に基き、例外を定むる場合あることをも許さざるべからず。各事件に於ける監視期間は、その事件に對する研究の結果、暴露せられたる必要、及び進歩の状態、に依つて決せらるべきものとす。
- (10) 兒童をして監視官に對し一定の間隔を置きて報告を爲さしむることは、そが被監視者の爲めに利益なること明白なる場合に於てのみ必要なることとす。而して、之を以て、個別的處理事業 (case work) のより、建設的なる方法の代用物たらしむるは、斷然不可なり。報告制度は、之を正しく保護するときは、兒童を深く知り且つ兒童の利害及び周圍に關する腹藏をき會話を爲すの機會を與ふると共に、規則正しく且つ規帳面なる習慣を養成する一方法たるものとす。

- (11) 定期的報告を爲さしむる制度は、十二歳以上の犯罪少年に對してのみ行ふべきものとす。而して彼等は裁判所より離れたる且つ判事若しくは監視官長の承認したる、適當なる場所に於て、報告を爲すべものとす。兒童をして報告を爲さしむるに當りては、必ず、各兒童に付き、異りたる日を選び且つ一定の時間を定めて、彼等が相混淆することを避くべきものとす。
- (12) 稀有なる例外の場合を除き、家庭訪問は、監督を效果あらしめ、家庭の資産及び負債を知り、且つ宜しからざる状態を矯正する必要上、少くとも毎二週間に一度は必ず之を爲さざるべからず。
- (13) 監視事業に於ては、言語、人種的心理學及び宗教に對し、相當なる考慮を拂はざるべからず。
- (14) 監視官は自身にて、若しくは他の社會的機關と協力して、必要ある場合には、必ず、家庭の建て直しを敢行せざるべからず。他の機關に依りて特殊なる必要が満足せしめられたるときは、常に必ず之を記録し置かざるべからず。同一の家庭に對し、二若しくはそれ以上の機關が關與し居る事件にありては、屢々協議を開くことは、善き協同事業の爲め必要なることとす。
- (15) 監視に付せられたる兒童各個に付き、特別に詳細なる學校の報告を得ることは、望ましきことたるを失はず。教育當局者は、毎週の報告、屢次的協議及び其他の方法を通じて、相協力することを要求せらるべきものとす。然れども、教師と生徒、被監視者と監視官、の間に調和と誠實と好意とを保全するよう注意を拂はざるべからず。

(17)(16) 監視官は、働く年齢の児童に對し、職業選擇上、之を援助し且つ指導せざるべからず。雇主に對し當該児童の犯罪に關して知らしむべきものなりや否やは、その雇主の種類如何に依りて決すべき問題なり。雇主並に児童の兩者の利益を保護する爲めには、手練と判斷を用ひざるべからず。

(18)(17) 被監視者の『閑暇時間』若しくは慰安を如何に定むべきかは、監視官たる者の職能中甚だ重要な部分を占むるものなり。

(19)(18)(17) 監視事業と其他の種類の社會的奉仕事業とを結合して行ふことは、田舎地に於ては、實行し得べく又望まじきことなる多きものなり。而して、その結合の形式を如何にすべきや、及び、仕事の分割方法を如何に定むべきや、は地方的の狀況と必要とに依りて差異あるとなるべし。然れども監視官は、裁判所と關係ある其他の職務を保有すべからざると共に、裁判所書記、警察官吏或は執行官と云ふが如き、檢察的職務と同一に取扱はるゝ職務をも保有すべからざるものとす。被監視者をして報告を爲さしむる方法は、概ね、實行せられ得るものにあらざるべく、又都會地に於けるよりもより廣汎なる範圍に互りて、特志家の援助に俟つの必要之れ有るべし。義勇的に働く者を選定するに當りては、必ず之を、慎重に爲すべく、而して彼等は有給官吏の監督の下に服すべきものとす。監視事業に従ふ官吏は、その有給なると無給なるとを問はず、凡て、裁判所に對し嚴格なる責務を

(20) 負荷することに深き注意を爲さざるべからず。官吏は、運輸上の適當なる方法を有すべきものとす。監視官の仕事に對する監督は、特に設けられたるか若しくは此の義務を明確に賦與せられたるかその何れかの州委員會、或は州監督官に依りて爲さるべきものとす。而して、その監督は、事業の凡ての方面に於て、監視官及び裁判所の兩者に對し助言的たるべく、然かも、規定の記録の保存を要求し又監督委員會或は監督官に對し定期的報告をなすことを強制する權限あるものたるべきことを要するものとす。

八 記 録

- (1) 各少年裁判所は記録制度を具へざるべからず。記録制度は左の如く之を定むべきものとす。
 - (a) 必要なる法律上の記録の編綴
 - (b) 事件に對する調査、児童に對する研究、及び裁判所の官吏並に監視官に依つて爲されたる仕事、に關する社會的記録の編綴
- (2) 編綴制度は、事件の異同別を容易ならしむるが如きものたることを要す。
- (3) 社會的調査並に児童に對する研究の記録は、児童に對する處理方法の建設的計畫に必要な凡ての事實を包含せざるべからず。
- (4) 監督に關する記録は、建設的事業の計畫より完成までの一切の経緯を示し、又監督事業の年代史を

- (4) も示すものたらざるべからざるものとす。
- (5) 裁判所は、その取扱ひたる問題とその結果とを示すべき、統計的報告書を毎年編纂すべきものとす
- (6) 一定の年数の間の報告書を編纂し、且つ、一つの裁判所の事業と他の裁判所のそれとを比較することとを可能ならしむるが爲めに、各裁判所に於て年々編纂せらるゝ報告書中の、用語の統一を計り、統計表作製上の方法を一樣にし、又、基礎的個條の表出を一定することは、蓋し、重要な事項たるを失はざるべし。此くの如き方法に採るならば、少年の犯罪其他の諸問題の豫防並に處理方法に關する有意義なる社會的資料を得ることを可能とすべきことは、蓋し、論なきところと謂つべきなり。

附 録 第 一 章 第 一 節

標準少年裁判所法 茲に擇出したる『標準少年裁判所法』は、一千九百二十三年五月、國民監視協會 (National Probation Association) に依つて任命せられたる、前出の『少年裁判所標準』と大體に於て一致

したる法律を作成する爲めの、標準少年裁判所法委員會の作成に係るものであつて、一千九百二十五年六月に、デンヴァに於て開かれたる同年度の同協會例會に於て採用せられたるものである。因に、前記委員會は、委員長判事フランク・リン・チエズ・ホイト氏以下委員八名書記一名を以て構成せられてゐる。

第一章 設立及ヒ管轄權

第一條 目的及ビ基礎的の原則 本法ノ目的トスル所ハ、ソノ規定スル所ノ範圍内ニ於テ、各兒童ノ爲メ、出來得ヘクシハソノ各自ノ家

庭ニ於テ、ソノ兒童ノ福祉並ニ州ノ最善ノ利益ニ資スルカ如キ教育指導及ヒ支配ヲ保障シ、又該兒童ヲ自身ノ家庭ヨリ移去セシメタルトキハ、彼ノ親ニ依リテ施サルヘキトコロト、能フ限り殆ト同等ナル監護、教育及ビ訓育ヲ彼ノ爲メニ保障スルニ在ルモノトス。

從ツテ、少年裁判所ノ管轄ニ服スル兒童ハ、州ノ被後見者ニシテ、州ノ規律ニ服シ及ヒ州ノ保護ヲ受クルノ權利アリトノ原則ヲ認メラル。而シテ、州ハ兒童カ疏略ナル取扱ヒヲ受ケ若シクハ危害ヲ受クルコトナキヤウ之ヲ防護シ、並ニ彼等ニ對スル及ヒ彼等ヨリノ法律上當然ノ義務ヲ強制スヘク干涉スルコトアルヘシ。

第二條 本法ノ解釋委員會ハ、委員五員ニシテ、委員長一人、委員四員ニシテ、委員長ハ委員中一員ニシテ、委員長ハ本法ノ前條ニ示シタル目的ヲ達スヘク、之ヲ自由ニ解釋スヘキモノトス。

第三條 用語ノ定義
一、本法ニ於テ『裁判所』ナル語ヲ用ヒタル場合ニハ、ソノ常ニ本法ノ規定ニ基キテ設立セラレタル少年裁判所ノ意ナリ。

『判事』ナル語ハ、少年裁判所ノ判事ノ意ナリ。

『兒童』ナル語ハ、十八歳未満ノ者ノ意ナリ。

『成年者』ナル語ハ、十八歳以上ノ者ノ意ナリ。

本法ノ趣旨ニ相矛盾スル所ナクンハ、單數ハ複數ヲ、及ビ複數ハ單數ノ場合ヲモ包含スルモノトシテ解釋スヘキモノトス。

一、『犯罪兒童』(delinquent child) ナル語ハ、左ノ如キ者ヲ包含スルモノトス。

(a) 州ノ法律若シクハ州内各地方ノ條例或ハ規程ニ違反スル行爲ヲ爲シタル兒童。

(b) 我儘ナルカ若シクハ習慣的ニ不從順ナルカ爲メニ、ソノ親、後見人或ハ監護者カ制御シ得サル兒童

(c) 習慣的ニ學校ヲ缺席シ或ハ家庭ヲ脱出スル兒童。

(d) 習慣的ニ自己又ハ他人ノ徳性若シクハ健康ヲ損傷シ或ハ危殆ナラシムルカ如キ振舞ヲ爲ス兒童

三、『顧ミラレサル兒童』(neglected child) ナル語ハ、左ノ如キ者ヲ包含スルモノトス。

(a) 親、後見人若シクハ監護者ヨリ見棄テラレタル兒童、

(b) 親、後見人若シクハ監護者ノ怠慢或ハ習慣ニヨリ適當ナル親ノ愛護ニ缺クル兒童。

(c) ソノ親、後見人若シクハ監護者カ、相當或ハ必要ナル衣食、教育ヲ給シ、或ハソノ兒童ノ健康、品行若シクハ幸福ノ爲メ必要ナル、醫學的或ハ外科の手當又ハ其他ノ手當ヲ施スコトヲ怠リ、若シクハ拒ミタル場合ニ於ケル兒童。

d) ソノ親、後見人若シクハ監護者カ、兒童ノ精神狀態上必要ナル特別ナル手當ヲ施スコトヲ怠リ、

若シクハ拒ミタル場合ニ於ケル兒童。

- (e) 如何ハシキ場所ニ在リタル兒童、或ハ浮浪人、不身持者若シクハ惡徳者ト交ハレル兒童。
- f) 生命若シクハ四肢ニ危險ナル、或ハ自己若シクハ他人ノ健康又ハ品行ニ危害アル、職業ニ從事シ或ハ状態ニ在ル兒童。

四、『扶助ヲ要スヘキ兒童』(dependent child) ナル語ハ左ノ如キ者ヲ包含スルモノトス。

- (a) 家庭ナキ、若シクハ貧困ナル、若シクハ適當ナル扶養ナキ兒童、但シ前項ノ『顧ミラレサル兒童』ニアラサル者
- (b) 親、後見人若シクハ監護者ノ精神上或ハ身體上ノ状態ノ故ニ、適當ナル教育ヲ缺ク兒童。

第四條 少年裁判所ノ設立

本法ニ規定スル所ヲ行フニ付キ必要アル管轄權ヲ有シ、少年裁判所 (juvenile court) ト稱セラルヘキ

- (1) 記録裁判所ヲ州内ノ各郡ニ設立スヘキモノトス。

第五條 管轄權

一、兒童 (dependent child) 裁判所ハ左ノ事件ニ付キ專屬的第一審管轄權ヲ有スルモノトス。

- (a) 當該郡内ニ居住スル、(1) 犯罪兒童、(2) 顧ミラレサル兒童、(3) 扶助ヲ要スヘキ兒童、(4) 精

神上缺陷アル兒童或ハ精神上疾病アル兒童ニ關スル事件。

- (b) 十八歳ニ達スル以前ニ於テ、州ノ法律成ハ州内各地方ノ條例ニ違反スル行爲ヲ爲シタリトシテ嫌疑ヲ受ケタル、當該郡内ニ居住スル者ニ關スル事件。
- (c) 婚姻外ニ於テ出生シタリト主張スル子供ノ父ヲ決定シ、並ニソノ子供ノ扶養及ビ處置方法ヲ定ムル事件、但シソノ子供又ハ子供ノ母カソノ郡内ニ居住スル者ナルコトヲ要ス。

- (d) 當該郡内ニ居住スル兒童ノ監護者又ハ後見人ヲ決定スル事件。
- (e) 兒童ヲ養子ト爲サントスル場合ノ事件但シ養親カ當該郡内ニ居住シツ、アルコトヲ要ス。

以上ノ内、(a)、(b)、(c)、及ビ (d)、ノ各項ニ記載シタル事件ニ付イテハ、當該ノ兒童、親、後見人若シクハ監護者、或ハ私生子ノ父ナリト主張セラレタル者ノ何レカカ、其ノ當時、當該郡内ニ現在シテ其處ニ居住スルニアラサル場合ニアリテハ、裁判所ハ競合的管轄權ヲ有スルモノトス。

本條ノ規定スル所ハ、一般的管轄權ヲ有スル、裁判所ヨリ人身保護狀ニ基キ兒童ノ監護者ヲ決定スル權利、或ハ斯カル裁判所ニ繫屬スル事件ノ決定ニ附隨シテ自ら監護者ノ決定セラル、場合ノ權利ヲ奪フモノニアラス。然レトモ、一般的管轄權ヲ有スル、斯カル裁判所ハ、斯カル監護ノ問題ヲ審理シ若シクハ斯カル令狀ヲ發スルコトヲ拒絕シ、以テ、少年裁判所ヲシテ、右ノ問題若シクハ令狀ニ付キ審理及ビ裁決ヲ爲サシムルコトヲ得ルモノトス。

裁判所ガ、兒童ノ事件ニ付キ管轄權ヲ取得シタル場合ニ於テハ、該兒童ガ二十一歳ニ達スルニ先立チテ裁判所ヨリ放免セラレタルトキハ格別、若シ然ラサルトキハ、該兒童ハ二十一歳ニ達スル迄ハ、本法ノ目的ノ爲メニ、裁判所ノ管轄權ニ繼續シテ服スヘキモノトス。

二、成年者

裁判所ハ、(a) 作爲若シクハ不作爲ニヨリテ、兒童ノ犯罪 (delinquency)、等閑 (neglect)、或ハ要扶助 (dependency) ニ對シ、原因ヲ供與シ (to contribute)、教唆シ (to encourage) 若シクハ之ヲ惹起スルニ至ラ (to lead to cause) シメタル嫌疑アリトセラレタル成年者 (b) 兒童ニ關シ、州ノ法律或ハ都市ノ條例ノ違反行爲タル作爲若シクハ不作爲ヲ爲シタル嫌疑アリトセラレタル成年者、(c) 遺棄 (desertion) 置去リ (abandonment) 若シクハ衣食ノ不支給 (failure to provide subsistence) ノ嫌疑アリトセラレタル成年者ノ凡テノ事件ヲ決スルニ付、第一審管轄權ヲ有スルモノトス。ソノ犯罪ガ重罪トナル場合ニ於テハ、他ノ裁判所ト競合シテ管轄權ヲ有スルモノトス。然ラサル場合ニ於テハソノ管轄權ハ專屬ナリトス。

第二章 兒童事件ニ於ケル訴訟手續

第六條 通告、調査及ヒ申請

何人ト雖モ、兒童カ本法ノ通用ヲ受クヘキ事情ニ在ルコトヲ知レルトキハ、裁判所ニ對シ、其旨ノ通告

ヲ爲スコトヲ得。治安官吏ニシテ斯カル事情ヲ知レル場合ニ於テハ、之ヲ必ス裁判所ニ對シテ通告スヘキ義務アルモノトス。通告ヲ受ケタル裁判所ハ、社會ノ利益若シクハ兒童ノ利益カ手續ノ開始セラレヘキコトヲ必要トスルヤ否ヤヲ決定スヘク、先行的調査ヲ爲スヘキモノトス。出來得ル場合ニ於テハ、斯カル調査ハ、必ス、當該兒童ノ家庭及ヒ周圍ノ狀況、兒童ノ前歴、並ニ通告ニ係ル事實ノ状態、ニ關スル先行的調査タルヘキモノトス。先行的調査ハ、之ヲ書面ニ作成スヘキモノトス。而シテ、裁判所カ、正式ノ手續開始ヲ必要ナリト認メタル場合ニ於テハ、申請書ノ提出ヲ許可スヘキモノトス。

申請ハ、ソノ兒童ニ對シ本法ヲ適用スヘキ事情ヲ簡單ニ申述シ、宣誓ノ下ニ立證セラルヘキモノトス。又該申請書ニハ (1) 當該兒童ノ姓名、年齢及ヒ住居、(2) 兒童ノ兩親ノ姓名及ヒ住居、(3) 法律上ノ後見人ノアル場合ニ於テハ、ソノ後見人ノ姓名及ヒ住居、(4) 兒童ノ監護若シクハ管理ヲ爲ス者ノ姓名及ヒ住居、並ニ (5) 親若シクハ後見人ノ知レサル場合ニ於テハ、兒童ノ最モ近キ親族ノ姓名及ヒ住居ヲモ記載スヘキモノトス。申請書記載必要事項ニシテ、申請者ニ知レス又ハ知ルコト能ハサルモノアル場合ニ於テハ、申請書ニ其旨ヲ明カニナシ置クヘキモノトス。

第七條 呼出狀ノ發布通知及ヒ兒童ノ監護

申請書カ提出セラレ、且ツ裁判所ニ於テ尙必要トスル調査ヲ行ヒタル後、申請書中ニ記載セラレタル當事者カ任意ニ出頭セサル場合ニ於テハ、裁判所ハ、呼出狀ヲ發スヘキモノトス。此ノ呼出狀ニハ、申請

ノ大意ヲ簡單ニ具陳シ且ツ兒童ニ對シ監護若シクハ管理ヲ行フ者ニ、指定ノ日時ニ自身裁判所ニ該兒童ヲ連行スヘキコトヲ命スル旨ヲ記載スヘキモノトス。右ノ呼出狀ヲ受ケタル者カ、當該兒童ノ親若シクハ後見人以外ノ者ナルトキハ、ソノ親、後見人若シクハ此ノ兩者ニ對シテハ、少クトモ審理前二十四時間ノ猶豫ヲ置キテ、本人直接ニ送達ヲ爲シ、以テ事件ノ繫屬ト指定ノ日時トヲ通知セサルヘカラス。判事ニ於テ、必要アリト認ムルトキハ、其他ノ者ニ對シテモ呼出狀ヲ發シ、以テ之レカ出頭ヲ命スルコトヲ得ルモノトス。

申請書ノ提出セラレタル事件ニ於テ、該申請書ヨリ、當該兒童ノ幸福ノ爲メ、直ニ裁判所ニ於テ該兒童ヲ監護スル必要アリトノ事情或ハ狀況ノ見ハルルトキハ、判事ハ、呼出狀ヲ執行スル官吏ヲシテ直ニ該兒童ヲ取り押ヘシムル旨ノ命令ヲ、該呼出狀ニ附記セシムルコトヲ得ルモノトス。

第八條 呼出狀ノ送達及ヒ之ニ要スル費用

呼出狀ハ、呼出ヲ受ケタル者本人ニ對シ、直接ニ、ソノ真正ノ認證謄本ヲ手交シテ、以テ之ヲ送達スヘキモノトス。判事ニ於テ、斯カル呼出狀又ハ前條ニ規定シタル通知書ヲ本人ニ直接ニ送達スルコト能ハサルヘシト思料スル場合ニ於テハ、判事ハソノ選フ所ニ從ヒ、本人ノ知レタル最後ノ住居ニ宛テ郵便ニ付スルカ若シクハ公示方法ニヨルカ又ハ此ノ兩者ヲ併用スルカ、ソノ何レカニヨリテ、ソノ呼出狀又ハ通知書ノ送達ヲ爲サシムヘキ命令ヲ發スルコトヲ得。

呼出狀中ニ定メラレタル送達報告期日マテニ送達ノ行ハレタル場合ニ於テハ、其ノ送達ハ常ニ有效ニシテ、裁判所ヲシテ當該ノ事件ニ付管轄權ヲ行フ上ニ何等缺クル所ナキモノトス。本法ニ規定シタル、呼出狀、手續ニ關スル書類若シクハ通知書ノ送達ハ、裁判所ノ指揮ノ下ニ、適當ナル者ヲシテ之ヲ行ハシムルモノトス。判事ハ、呼出ヲ受ケタル者、或ハ本法ノ規定ニ基ク、事件ノ審理ニ出頭スヘキコトヲ命セラレタル其他ノ者ニ依ツテ生セシメラレタル、送達ニ必要ナル費用ノ支給ヲ認可スルコトヲ得。判事ノ認可シタル此ノ費用ハ、郡ノ負擔ニ歸スルモノトス。

第九條 呼出ニ對スル不應及ヒ勾引狀

呼出ヲ受ケタル者カ、ソノ指定ノ日時ニ、何等正當ナル理由ナク出頭セサルトキハ、一般法令ノ規定スル所ニ從ヒ、裁判所侮辱罪トシテ起訴セラル、コトアルヘシ。呼出狀ノ送達不能ナルカ、送達ヲ受ケタル者カ呼出ニ應セサルカ、或ハ、判事ニ於テ、送達カ無効ナリ若シクハ當該兒童ノ幸福上直ニ該兒童ヲ裁判所ノ手ニテ監護スル必要アリト認メラル、トキハ、裁判所ハ、兒童ノ親、若シクハ後見人、若シクハ兒童自身ニ對シテ、勾引狀ヲ發スルコトヲ得ルモノトス。

第十條 監護ニ移シタル兒童ノ釋放

兒童ヲ官吏ノ監護ニ移シタル場合ニ於テハ、該官吏ハ、指定ノ日時ニ兒童ヲ裁判所ニ出頭セシムルニ付責任アル親、後見人若シクハ監護者ノ約定書ヲ徵取スヘキモノトス。但シ、ソカ事實上不可能ナルカ

又ハ裁判所ヨリ其他ノ方法ヲ命セラレタルトキハ、此ノ限リニアラス。而シテ、斯カル書面ヲ徴取シタルトキハ該兒童ヲソノ親、後見人若シクハ監護者、或ハ監視官其他裁判所ニヨリテ指定セラレタル者ノ手ニ引渡スコトヲ得ルモノトス。若シキ兒童ヲ斯クノ如ク釋放セサルトキハ、該兒童ハ、之ヲ、直ニ、裁判所ノ指定シタル拘留所 (the place of detention) ニ送ルヘキモノトス。而シテ、兒童ヲ受取リタル官吏ハ直ニ其旨ヲ裁判所ニ通知シ、且ツ裁判所ノ命令アルトキハ申請書ヲ提出スヘキモノトス。裁判所ニ於テ、監護ヲ爲シタル兒童ハ、ソノ事件ノ最終ノ結末カ未タ済マサル間、之ヲ、親、後見人若シクハ監護者、或ハ監視官其他裁判所ニヨリテ選定セラレタル者ノ手ニ引渡シ、此レ等ノ者ヲシテ指定ノ日時ニ裁判所ニ出頭セシムルコトヲ得ルモノトス。然レトモ、右ノ如キ方法ニテ釋放セラレサルトキハ兒童ハ、事件繫屬中ハ、裁判所ノ指定シタル拘留所ニ拘留セラレ、以テ後ノ命令ヲ待ツヘキモノトス。本法中ノ如何ナル規定モ、治安官吏、警察官吏或ハ監視官カ、法律若シクハ條例ニ違反スル行爲ヲ行ヒツ、アル兒童、相當ノ根據ヨリ、親若シクハ裁判所ヨリ逃走シ來レルモノナリト信セラル、ニ足ル兒童或ハ遲滞ナキ手續ヲ採ルニアラサレハ、健康、品行若シクハ幸福ヲ危殆ナラシムルカ如キ環境ニ在ル兒童ヲ、直ニ取り押ヘテ其ノ監護ニ移スコトヲ禁止スルモノト解スヘキモノニアラス。官吏カ兒童ヲ取り押ヘタルトキハ、如何ナル場合ニ於テモ、該官吏ハ必ス遲滞ナク其ノ事實ヲ裁判所ニ報告スヘク、斯クシテ該事件ハ本法ノ規定スル所ニ則リテ手續ヲ進行セラル、モノトス。

第十一條 他ノ裁判所ヨリノ移送

何レカノ裁判所ニ於テ、或ル者ニ對スル、刑事々件若シクハ準刑事々件繫カ屬スル場合ニ於テ、其ノ者カ犯行ノ當時十八歳未満ナリシコトノ證明セラレタルトキハ、該裁判所ハ、管轄權ヲ有スル少年裁判所ニ對シ、該事件ニ關係ヲ有スル凡テノ書類、文書及ヒ證人ノ供述書ト共ニ、該事件ヲ直ニ移送スヘキ義務アルモノトス。斯カル移送ヲ爲ス裁判所ハ、兒童ヲ直ニ少年裁判所ノ指定スル拘留所、若シクハソノ少年裁判所自身ニ送致スルコトヲ命スルモノトス。但シ、斯カル事件移送ヲ爲ス裁判所カ、該命令中ニ指定セラレタル日時ニ少年裁判所ニ出頭セシムヘク、該兒童ヲ或ル適當ナル者ノ手ニ引渡シタルトキハ此ノ限ニアラス。斯クシテ、移送ヲ受ケタル少年裁判所ハ、自己カ該事件ヲ最初ヨリ取扱フ場合ト同様ナル方法ニ於テ之ヲ審理シ、之ヲ處置スヘキモノトス。

第十二條 管轄權ノ拋棄

少年裁判所ニ起訴セラレタル兒童ノ行ヒタル犯罪カ、法令ノ規定ニ從ヘハ成年者ノ場合ニ於テハ重罪トナルモノニシテ、然カモ該兒童カ十六歳以上ナルトキハ、判事ハ、十分ナル調査ヲ爲シタル後、該兒童及ヒ州ノ最善ノ利益ノ爲メ相當ナリト思料セラル、場合ニハ、之ヲ、該犯罪ガ成年者ニヨリテ行ハレタル場合ニ該犯罪ニ付キ管轄權ヲ有スル裁判所ニ於テ、審理セシムヘキモノトス。但シ、斯カル裁判所ハ該事件ノ審理及ヒ處置ニ付キ、本法カ少年裁判所ニ與ヘタル權限ヲ行使スルモノトス。

第十三條 審理及ヒ判決

裁判所ハ、略式ノ方法ニ依リ、又、刑事若シクハ民事ノ訴訟手續ノ通常ノ準則ヲ遵守セスニ、審理ヲ行フコトヲ得ルモノトス。裁判所ハ、必要ニ應ジテ、審理ヲ延期スルコトヲ得ルモノトス。而シテ、斯カ
ル延期中ニ於テハ、兒童ハ、ソノ親、後見人若シクハ他ノ適當ナル者ノ手ニ引渡サレテ、監視官ノ監督
ノ下ニ置カル、コトアルヘク、或ハ、裁判所ノ指定シタル拘置所ニ收容セラル、コトアルヘシ。重罪
裁判所ニ於テ、該兒童ヲ以テ犯罪者、顧ミラレサル者、扶助ヲ要スヘキ者、其他、本法ノ規定ノ適用セ
ラルヘキ者ナリト認ムルトキハ、夫々、場合ニ應ジテ左ノ如キ處分ヲ命スルコトヲ得ルモノトス。

- (1) 裁判所ノ定メタル條件ヲ以テ、兒童ヲ自身ノ家庭ニ置キタル儘、監視 (probation) ニ付シ、或ハ
監督ニ服セシメ、又或ハ親族其他適當ナル者ノ監督ニ任スルコト。
- (2) 兒童ヲ、州ノ公共福利委員會ニヨリテ認メラレ且ツ兒童教育ノ權限ヲ與ヘラレタル、適當ナル公立
施設若シクハ機關、又ハ州ノ法律ニ依リテ組織セラレタル適當ナル私立ノ施設若シクハ機關、ニ
送致シ、又或ハ適當ナル家庭ニ委託スルコト。
- (3) 裁判所カ當該兒童ノ最善ノ利益ノ爲メニ相當ナリト思料スル、尙其他ノ處置ヲ講スルコト。本條ニ基
キテ發セラル、命令ハ、凡テ、記録ニ登セラレタル、認定事實ヲ基礎ト爲ササルヘカラス。若
少年裁判所ニ於テ、ソノ管轄權ニ服スル兒童ニ對シ、ソノ身分上ニ判決ヲ下スコトアルモ、該判決ハ有

罪無決リ依リテ通常惹起スル民事上ノ無能力ヲ結果スルカ如キコト無カルヘク、又如何ナル兒童ト雖モ
斯カル判決ノ故ニ、犯罪者 (criminal) トシテノ取扱ヒヲ受クルコト無カルヘク、又斯カル判決ヲ以テ
有罪判決ナリト目セラル、コト無カルヘク、又本法第十二條ニ規定シタル場合ヲ除キ、如何ナル兒童ト
雖モ、何レカノ裁判所ニ於テ、犯罪ノ爲ニ、起訴セラレ或ハ有罪判決ヲ受クルカ如キコト無カルヘシ。若
少年裁判所ニ於ケル、兒童ニ對スル處置、又ハ取調ヲ爲シタル證人ノ供述ハ、何レカノ他ノ裁判所ニ於
ケル、何等カノ事件或ハ手續ニ付イテ、該兒童ニ對スル不利益ナル證據トシテ採用セラル、コトナカル
ヘク、又斯カル處置若シクハ證據ハ、ソノ兒童ノ將來ニ於ケル、文官試験、任命或ハ志願等ノ場合ニ於
テ不利益ナル記録トシテ目セラル、コト無カルヘシ。

第十四條 判決ノ變更及ヒ兒童ノ親許ヘノ復歸

裁判所カ兒童ヲ何レカノ施設又ハ機關ニ委託スル場合ニハ、當該ノ兒童ニ關シ裁判所ニ於テ役立チタル
智識ノ概要ヲ、ソノ委託命令ト共ニ送致スヘキモノトス。當該ノ兒童ニ關シ、審理中ニ行ハレタル
兒童事件ニ付キ、裁判所ノ爲シタル命令又ハ委託ハ、時宜ニ應ジテ、變更セラレ又ハ取消サル、コトアル
ルモノトス。若シキレバ、該兒童ノ親許ヘノ復歸ニ關シ、審理中ニ行ハレタル、調査マデ行ケル
裁判所ニヨリテ、何レカノ施設、機關若シクハ個人ノ監督ニ委セラレタル兒童ノ親、後見人若シクハ代
理人ハ、何時ニテモ、裁判所ニ對シ、宣誓ノ下ニ證明ヲ爲シタル申請書ヲ提出スルコトヲ得ルモノトス

然シテ該申請書ニハ、兒童ノ委託セラレ居ル施設、機關若シクハ個人ニ對シ、該兒童ノ釋放ヲ願出テタルモ、之ヲ拒絕セラレタルコト、或ハ斯カル施設、機關若シクハ個人カ相當ナル期間内ニ右ノ如キ願出ニ基キテ兒童ノ釋放ヲ爲ササルコト、ヲ具陳スルコトヲ要ス。而シテ斯カル申請書ノ謄本一通ハ、之ヲ裁判所ヨリ、右ノ施設、機關若シクハ個人ニ宛テテ送達スヘク、此レ等ノモノハ、五日間以内ニ、之レニ對シテ答辯書ヲ差出スヘキモノトス。申請書並ニ答辯書ヲ檢シタル上、裁判所ニ於テ、調査ヲ行フコトヲ必要トスル意見ナルトキハ、凡テノ關係人ニ對シ相當ナル通知ヲ爲シタル後、事情ヲ審議シ、且ツ係争ノ問題ヲ解決スヘキモノトス。茲ニ於テ、裁判所ハ、或ハ當該兒童ヲソノ親若シクハ後見人ノ手ニ復歸セシムヘキコトヲ命シ、或ハ尙該施設、機關若シクハ個人ノ監護ニ止メ置キ、各場合ノ事情ノ必要ニ應ジテ、兒童ノ教育並ニ福祉ノ爲メ、其ノ處置ヲ變更スヘキコトヲ命シ、又或ハ更ニ命令ヲ下シ若シクハ委託ヲ爲スコトヲ得ルモノトス。

第十五條 後見人ノ選定

本法ノ規定ニ基キテ開始シタル訴訟ノ進行中ニ兒童ノ爲ニ後見人 (guardian) ヲ選定セハ兒童ノ福利ヲ増進セシメ得ヘキコトノ見ハレタル場合ニ於テハ、裁判所ハ、ソノ選定ヲ爲スノ權限ヲ有スルモノトス。此ノ場合ニ於テハ、裁判所ハ、該兒童ノ親アルトキハ、ソノ親ニ對シ、裁判所カ相當ナリト認ムル審理前ノ或期間内ニ送達シ得ヘキヤウ、呼出狀ヲ發セシムルコトヲ得ルモノトス。此ノ後見人ヲ選定ス

ルニ當リテハ、裁判所ハ、後見人ノ選定ニ關スル法律ノ規定スル所ニ從フヘキモノトス。本法ノ下ニ於テ生スヘキ事件ニ於テハ、裁判所ハ、父若シクハ母若シクハ其他ノ者ヲシテ、當該兒童ニ對スル監護及ヒ支配ヲ爲サシムヘキヤ否ヤヲ決スルコトヲ得ルモノトス。

第十六條 監護機關ノ選定

兒童ヲ、私立ノ施設或ハ其他ノ監護機關ニ委託シ、又ハ、兒童ヲ、親以外ノ者ノ後見或ハ監護ノ下ニ置クニ當リテハ、裁判所ハ、若シ出來得ヘクシハ、當該兒童ノ親ト同様ナル宗教上ノ信仰ヲ有スル者、或ハ斯カル者ニヨリテ管理セラル、施設若シクハ機關ヲ選定スヘク、又、親ノ宗教上ノ信仰ニ相違アル場合ニハ、當該兒童ノ宗教上ノ信仰ト同様ナル信仰ヲ有スル者、又、當該兒童ノ宗教上ノ信仰ヲ知ルコト能ハサル場合ニハ裁判所ニ於テ適當ナリト認ムル、兩親中ノ何レカノ信仰ト同様ナル信仰ヲ有スル者ヲ選定スヘキモノトス。

第十七條 監護機關ニ委託セラレタル兒童ノ扶養

兒童ガ、裁判所ニヨリテ、ソノ親ノ監護以外ノ監護ニ委託セラレ、且ツ、斯カル兒童ノ扶養ニ關スル法律規定ノ存セサル場合ニ於テハ、斯カル兒童ノ教育ニ對スル報酬ハ、裁判所ノ命令ニヨリテ承認ヲ與ヘラレタルトキニ限り、常該郡、若シクハ郡下ノ適當ナル地方團體ノ負擔ニ歸スヘキモノトス。然レトモ裁判所ハ、兒童ノ親ニ對シ相當ナル審理期間ヲ與ヘタル後、該親カ裁判所ノ命スル方法ヲ以テ、該兒童

ノ扶養料ノ全部又ハ一部ニ恰當スル金額ヲ支拂フヘキモノナル旨ノ判決ヲ下スコトヲ得ヘク、若シスカ
ル判決アリタル場合ニ、其ノ金額ヲ擅ニ支拂ハサルカ若シクハ支拂フコトヲ拒絶シタルトキハ、ソノ親
ハ、遺棄 (desertion) 或ハ衣食不支給 (failure to provide subsistence) ノ廉ニ因リ、法律ノ規定スル所
ニ基キ、起訴セラルルコトアルモノトス。

第三章 成年者ノ事件ニ於ケル訴訟手續

第十八條 成年者事件ニ於ケル訴訟手續

兒童事件ニ於ケル訴訟手續ニ關スル、本法ノ凡テノ規定ハ、成年者事件ノ取扱ニ關スル法律ノ他ノ規定
ニ牴觸セサル場合ニ於テハ、出來得ル限り、之ヲ亦、成年者ニ對スル事件ニモ適用アルモノト解釋セラ
ルヘキモノトス。成年者事件ノ訴訟手續ハ、利害關係人ニ依リテ開始セラルルコトアルヘク、又裁判所
自身ノ動議ニ基キテ開始セラルルコトアルヘシ。而シテ被告ニ對シテハ出頭スルニ付相當ナル機會ヲ與
フヘシ。裁判所ハ、呼出狀ヲ發スルコトヲ得ヘク、或ハ、必要ナル者ノ出頭ヲ確保シ又ハ強制スル爲メ
ニ、勾引狀其他ノ令狀ヲ發スルコトヲ得ルモノトス。斯カル事件ノ審理ノ結果、裁判所ハ、法律ニ規定
スルカ如キ判決ヲ言渡ス權限ヲ有スヘク、或ハ判決ノ言渡ヲ爲サスシテ監視處分ニ付シ、以テ該命令ニ
依ツテ、兒童若シクハ其他ノ關係人ノ最善ノ利益ナリト認メラルヘキ義務ヲ、斯カル成年者ニ科スルコ

トヲモ得ルモノトス。

第十九條 扶助ヲ要スヘキ者ノ扶養ニ關スル訴訟手續

法律上、扶養若シクハ教育ノ責任ヲ負フ成年者カ、遺棄 (desertion) 置去リ (abandonment) 若シク
ハ、衣食或ハ教育ノ不支給ノ廉ニ依リ有罪ノ認定ヲ受ケタル場合ニ於テハ、裁判所ハ、斯カル成年者カ
該扶養若シクハ教育ヲ爲ス能力アリヤ否ニ付、取調ヲ爲シ、及ヒ決定ヲ爲スコトヲ得ヘク、且ツ、其ノ
扶養若シクハ教育ニ對スル費用ノ支拂ノ時期、方法、並ニ場所ヲ指定スルコトヲ得ルモノトス。而シテ
其ノ費用ノ支拂ヲ命セラレタル者カ、故意ニ、及ヒ正當ナル事由ナク、裁判所ノ命令ニ從ヒテ、之レヲ
支拂ハス、若シクハ支拂ヲ拒絶シタル場合ニ於テハ、其ノ者ハ、遺棄若シクハ衣食不支給ニ關スル法律
ノ規定スル所ニ準據シタル取扱ヲ受クヘク、或ハ、裁判所侮辱ノ廉ニ依リテ、起訴セラルルコトアルヘ
シ。兒童カ、後見人或ハ受託者ノ手中ニ財産ヲ所有スル場合ニハ、該後見人或ハ受託者ハ、資金ノ存ス
ル限り、該兒童ノ教育並ニ扶養ノ爲ニ出捐スヘキコトヲ要求セラルルコトアルヘシ。

第四章 判事及ヒ他ノ官吏ノ任命並ニ監視

第二十條 判事ノ任命

州ノ中、人口十萬以上ヲ有スル各郡ニ於テハ、本法施行後六十日以内ニ、知事ニ依リテ、其ノ郡ノ少年裁判所判事一人カ任命セラルルモノトス。此ノ判事ノ任期ヲ十年トシ、尙後任者カ任命セラレ且ツ認可セラルル迄、其職ニ在ルモノトス。而シテ該判事ハ、郡行政委員會ニヨリテ決定セラレタル金——弗以上ノ年俸ヲ、同委員會ヨリ支給セラルルモノトス。

人口十萬未滿ヲ有スル各郡ニ於テハ、行政委員會ハ、『少年裁判所ノ特別判事ヲ任命スヘキモノナリヤ』ノ問題ヲ、定時若シクハ臨時ノ選舉ニ依リテ選舉人ニ附託スヘキモノトス。然リ而シテ、該問題カ大多數ノ票決ヲ以テ、肯定的ニ決定セラレタル場合ニ於テハ、十萬以上ノ人口ヲ有スル郡ニ付キ定メラレタル所ト同様ナル方法ヲ以テ、該判事ヲ任命シ以テ之レカ職務ヲ執ラシムヘキモノトス。其他ノ郡ニ於テハ、——裁判所判事ヲシテ、ソノ郡ノ少年裁判所判事ノ職ヲ兼ネシメ、因テ以テ、郡行政委員會ノ決定シタル附加俸ヲ之ニ支給スヘキモノトス。而シテソノ支給額ハ、毎年——弗以下タルコトヲ得サルモノトス。

第二十一條 監視官及ヒ其他ノ官吏ノ任免

各郡ニ於ケル少年裁判所判事ハ監視官長一人ト必要ナルタケノ員數ノ監視官及ヒ其他ノ官吏ヲ任命スヘキモノトス。俸給ヲ受クヘキ監視官並ニ其他ノ官吏ハ、出來得ル限り、之ヲ、競争試験ニ合格シタル有資格者中ヨリ任命スヘキモノトス。監視官トシテ任命セラルヘキ資格者ヲ得ンカ爲ニ施行セラルル試験

ハ、教育程度、從來ノ經驗、才能、人格、品性及ヒ該事業ニ對スル特別ナル素質ニ關シテ、之ヲ爲ササルヘカラス。監視官並ニ其他ノ雇員ハ、判事ニヨリテ決定セラレ、且ツ郡行政委員會ノ承認ヲ經タル、俸給及ヒ費用ヲ支給セラルルモノトス。監視官長、監視官、並ニ、監視官長ノ監督ノ下ニ職務ニ従事スヘク任命セラレタル其他ノ雇員ハ、判事ニヨリテ其職ヲ免セラルルコトアルモノトス。後ハ、自ラ、請願ヲ行フ

第二十二條 監視部ノ職務權限

監視官長ハ、判事ノ指揮ノ下ニ、監視部ノ事業ヲ管理シ、且ツ、監視官ノ仕事ヲ監督スルモノトス。監視部ノ職務ト謂フヘキモノハ、裁判所ノ命スルカ如キ調査ヲ行フコト、此ノ調査ノ報告書ヲ作成シテ之ヲ判事ニ提出スルコト、及ヒ判事ノ命スル所ニ從ヒテ之ヲ處理スルコト、等ナリトス。監視ニ付セラレタル者アルトキハ、監視部ハ其者ニ對シ、監視條件ヲ記載シタル書面ヲ附與シ、且該書面ニ關シ其者ニ指示ヲ與フヘキモノトス。監視部ハ、ソノ監督ノ下ニ、監視中ニ在ル者ノ各個ニ付、ソノ行狀ト狀況トヲ知悉シ居ラサルヘカラス。而シテ判事ヨリ命セラレタルトキニハ、其レニ關スル報告ヲ判事ニ對シテ爲ササルヘカラス。各監視官ハ監視中ニ在ル者ヲ援助スヘク、凡ユル適當ナル方法ヲ用フヘク、又彼等ノ行狀並ニ狀況ノ改善ヲ招來スヘク、凡ユル適當ナル手段ヲ講スヘキモノトス。監視部ハ、ソノ事業ニ關スル完全ナル記録ヲ作成シ置クヘク、又、ソノ監督ノ下ニ在ル人々ヨリ徵收シタル金員ノ正確且ツ完

全ナル計算書ヲ作成シ置キ、之ニ對シテハ受取書ヲ交付シ又判事ノ命令アル場合ニハ其レニ關スル報告ヲ爲スヘキモノトス。監視官ハ、本法ノ目的上、警察官ノ權限ヲ有スルモノトス。

第二十三條 審判官ノ任命

判事ハ、本法ノ規定ノ適用アルヘキ事件ノ審問ヲ、裁判所ノ審判官 (Judge) トシテ行ハシムルタメニ、監視官若シクハ其他ノ適當ナル者ヲ任命スルコトヲ得ルモノトス。此カル審判官ハ、判事ノ自由ナル意思ノ儘ニ、任免セララルルモノトス。裁判所ハ、ソノ命令ニヨリテ、斯カル審判官ヲシテ、事件ノ審理ヲ爲サシムルコトヲ得ヘク、又判事ハ、自己ノ指定シタル或ル一定種類若シクハ一定區内ノ事件凡テヲ、裁判所ニヨル事件ノ開始及ビ審理ノ方法トシテ定メタル所ニ從ヒ、斯カル審判官ヲシテ、第一審トシテ開始及ビ審理セシムヘキ旨ヲ、命スルコトヲ得ルモノトス。審判官ハ其ノ取扱ニ係ル事件ニ付イテハ、其ノ事件ヲ裁判所カ取扱フ場合ニ於ケル、要件ヲ遵守シ又其ノ場合ニ於ケル審理手續ニ準據スヘキモノトス。審判官ハ、各事件ニ於テ、ソノ終結ヲ爲スニ當リテハ、ソノ事件ニ對スル自己ノ斷案ト勸告トヲ書面ニ記載シ、以テ之ヲ、ソノ事件ニ關係アル凡テノ書類ト共ニ裁判所ニ提出スヘキモノトス。如何ナル場合ニ於テモ、審判官ノ斷案ト勸告トカ裁判所ノ命令ニヨリテ認可セラレ、以テ裁判所ノ判決トナリタルトキニ於テハ、次ニ規定スルカ如キ裁判所ノ審理ヲ請求スルコトヲ得サルモノトス。審判官ニヨリテ事件ノ審理ヲ受ケタル者、又ハ兒童ノ親、後見人若シクハ監護者ハ、審判官ニヨル審理ノ終結後

二日以内ニ、裁判所ニ對シテ審理請求書ヲ提出スルトキハ、更ニ、其ノ裁判所ニヨル審理ヲ受タルコトヲ許サルルモノトス。

第五章 通 則

第二十四條 身體上並ニ精神上ノ検査

裁判所ハ、其管轄權ノ下ニ來レル者ノ狀況、特別ナル必要及ヒ性格ニ就キ、事件處理上必要ナル資料ヲ得シカ爲メニ、裁判所ノ任命シタル醫師、精神病學者若シクハ心理學者ヲシテ、検査ヲ爲サシムルコトヲ得ルモノトス。

第二十五條 特別ナル身體的若シクハ精神的手當ヲ必要トスル兒童ニ對スル

處理方法

申請ノ提起ヲ受ケタル兒童カ裁判所ニ出頭シタルトキニ、醫學的或ハ外科的手當ヲ必要トスル狀態ニ在ル者ナル場合ニ於テハ、裁判所ハソノ親、後見人若シクハ監護者ニ對シテ適當ナル命令ヲ下シ、以テ該兒童ニ對シ病院其他ノ場所ニ於ケル相當ナル醫師ヲシテ處置ヲ爲サシムヘキコトヲ得ルモノトス。斯カル場合ニ於テ、該兒童ノ親、後見人若シクハ監護者カ命セラレタル手當ヲ施ササルトキハ、裁判所ハ相當ナル通知ヲ發シタル後、ソレニ對シテ更ニ命令ヲ下スコトヲ得ルモノトス。而シテ、ソノ處置ニ關ス

ル費用ハ、裁判所ノ承認ヲ經タル場合ニ於テハ、郡ノ負擔ニ歸スヘキモノトス。然レトモ、裁判所ハ、法律ノ規定ニ基キ該兒童ヲ扶養スヘキ義務ヲ有スル者ヲシテ、其處置ニ要スル費用ノ全部又ハ一部ヲ、本法第十七條ニ規定スル方法ニ於テ、支拂ハシムヘキコトヲ、命シ得ルモノトス。申請ノ提起ヲ受ケタル兒童カ、精神上缺陷アルカ若シクハ精神上疾病アルコト判明シタル場合ニ於テハ、裁判所ハ、適當ナル醫師二名ヲシテ該兒童ヲ検査セシメ、而シテ該兒童ガ精神上缺陷アリ若シクハ精神上疾病アリトノ該醫師等ノ報告ニ基キ、裁判所ハ、該兒童ヲ、精神的缺陷兒童或ハ精神的疾病兒童ヲ收容シ且ツ之カ世話ヲ爲スコトヲ法律ニ依ツテ認メラレタル、適當ナル施設ニ送致スルコトヲ得ルモノトス。而シテ斯カル手續ヲ採リタル場合ニ於テハ、該兒童ノ親、後見人若シクハ監護者ニ對シ、相當ナル通知ヲ爲スヘキモノトス。

第二十六條 拘置ノ場所

本法ノ規定ノ適用ヲ受クヘキ兒童ハ、之ヲ、有罪判決ヲ受ケタル成年者或ハ犯罪ニ依ツテ逮捕セラレ起訴セラレタル成年者ト接觸スルカ如キ、刑務所、留置所、警察屯所、乗用物其他ノ場所ニ置クヘカラス。兒童カ十六歳以上ノ者ニシテ、ソノ習癖若シクハ行狀カ他ノ兒童ニ對シテ脅威トナルカ如ク思惟セラル、場合ニハ、裁判所ノ命令ニ依ツテ、之ヲ、刑務所 (Penitentiary) 若シクハ其他ノ適當ナル拘置場所ニ拘束シ置クコトヲ得ルモノトス。然レドモ、斯カル場合ニハ、之ヲ一室又ハ監房ニ入レ、全然之ヲ分別シ、且

ツ成年者トハ隔離シ置カサルヘカラス。兒童ヲ一時的ニ拘置スル爲メノ設備トシテハ、拘置所 (Detention home) ヲ設ケテ、裁判所ノ一機關タラシムルカ、若シクハ、裁判所ハ、裁判所ノ監督ニ服スル、或ル適當ナル者ニ委託シ、ソノ者ノ私宅ニ於テ一時的寄宿ヲ爲サシムルカ、又若シクハ、兒童ノ爲メノ適當ナル拘置場所ヲ有スル団体又ハ機關ト協定シ、以テ其ノ団体又ハ機關ヲシテ、兒童ニ對スル一時的世話ヲ爲サシムヘキモノトス。

裁判所ノ一機關トシテ拘置所ヲ設置シアル場合ニ於テハ、ソノ拘置所ハ、出來得ル限り、所内ニ居住スル管理者 (superintendent) 又ハ監督婦 (matron) ノ管理ニ係ル家庭ソノモノノ如ク設備シ、又之ヲ斯ク運用セサルヘカラス。判事ハ、既ニ示シタル裁判所雇員任命方法ト同様ナル方法ニ於テ、此ノ拘置所ノ管理者、監督婦、並ニ其他必要ナル雇員ヲ任命スルコトヲ得ヘク、而シテ其ノ俸給ノ決定方法並ニ支拂ハ、他ノ雇員ノ俸給ト同様ナル方法ニ於テ爲サル、モノトス。右ノ如キ拘置所經營上生スヘキ必要ナル費用ハ、郡ヨリ支給セラルヘキモノトス。

裁判所カ、兒童ノ一時的拘置ノ場所トシテ私人ノ家庭若シクハ施設ヲ選ヒタル場合ニ於テハ、其ノ兒童ノ寄食ニ要スル費用ハ、裁判所ニ於テソノ相當額ヲ決定シ、之ヲ郡ヨリ支給スルモノトス。

第二十七條 裁判所ノ開廷及ヒ其四開延期

事件ノ審理ニ際シテハ、一般公衆ハ法廷ヨリ放逐セラレ、事件ニ直接ノ關係ヲ有スル者ノミ在廷ヲ許サ

ル、モノトス。兒童ニ關係アル事件ハ凡テ之ヲ別々ニ審理シ、且ツ成年者ニ對スル事件ノ審理トハ分離スヘキモノトス。
裁判所ノ開廷ハ、郡中到ル所ニ於テ、判事ノ時々決定スル場所ニ、之ヲ爲スモノトス。適當ナル四開廷期ハ事件ノ審理ト判事、監視官及ヒ裁判所ノ其他ノ雇員ノ都合トニヨリ、郡行政委員會ニ於テ、之ヲ定ムルモノトス。

第二十八條 記録及ヒ書式

裁判所ハ、ソノ取扱ニ係ル事件ノ凡テニ關スル、完全ナル記録ヲ具ヘ置カサルヘカラス。而シテ、斯カル記録ハ、之ヲ濫リニ公衆ノ閱覽ニ供セシムヘカラス。唯、兒童ノ親、其他關係人ノ正當權限アル代理人、並ニ、裁判所ノ許可アル場合ノ、法律上利害關係人ニノミ閱覽セシムヘキモノトス。裁判所ハ、本法ノ規定ノ適用ヲ受クヘキ事件ヲ取扱フニ付必要ナル記録用ノ諸書式並ニ其他ノ書類ヲ工夫シ、且ツ之ヲ印刷ニ付セシメ置クヘシ。本法施行上生スヘキ凡テノ費用ハ、郡ノ負擔ニ歸スヘキモノトス。

第二十九條 諸規程

裁判所ハ、訴訟手續ニ關スル諸規程、並ニ裁判所ノ官吏及ヒ雇員ノ行動ニ關スル諸規程ヲ制定シ、且ツ之ヲ公刊スルノ權限ヲ有スルモノトス。

第三十條 協力

各郡、並ニソノ郡内ノ都市ノ吏員若シクハ當局ハ、本法ノ目的ヲ助長セシムル爲メ、各自ソノ權限内ニ於テ、凡ユル援助並ニ協力ヲ致スヘキ義務アルモノトス。本法ノ規定ニ基キ、兒童ノ送致ヲ受ケタル、凡テノ施設若シクハ其他ノ機關ハ、裁判所若シクハ裁判所ニ依ツテ任命セラレタル官吏ノ要求アリタル場合ニハ、之ニ對シテ、兒童ニ關スル報告ヲ送附セサルヘカラサルモノトス。裁判所ハ、兒童ノ保護若シクハ救助ヲ目的トスル、公私ノ、凡テノ協會或ハ團體ニ對シ、ソノ協力ヲ求ムルノ權限ヲ有スルモノトス。

第三十一條 命令違反

裁判所ノ命令ニ對シ、故意ニ之ヲ違反シ、無視シ、或ハ之ニ從フコト若シクハ履行スルコトヲ拒絕シタル者ハ、一般法令ノ定ムル所ニ則リ、裁判所侮辱罪トシテ起訴セララルコトアルヘシ。

第三十二條 陪審々理

裁判所ハ、本法ノ規定ノ下ニ於テ起ルベキ凡テノ兒童事件ヲ、陪審ニ付セスシテ、審理判決スヘキモノトス。成年者カ、陪審ニ依ル審理ヲ受タルノ權利ヲ有スル犯罪ニヨリテ起訴セラレ、且被告人力陪審ニ依ル審理ヲ請求シタル場合ニ於テハ、裁判所ニ於ケル陪審選定ニ關スル法律ノ規定スル所ニ從ヒテ、陪審ヲ選定スヘキモノトス。

第三十三條 上訴

兒童事件ニ付イテハ、法律又ハ衡平法事件ニ於ケル上訴規則ニヨツテ認メラレタル方法ヲ以テ、不服アル者ヨリ——裁判所ニ對シテ、上訴ノ申立ヲ爲スコトヲ得ルモノトス。成年者ニ對スル事件ニ付イテハ法律又ハ刑事事件ニ於ケル上訴規則ニヨツテ認メラレタル方法ヲ以テ、——裁判所ニ對シテ、上訴ノ申立ヲ爲スコトヲ得ルモノトス。上訴申立通知書ハ、判決 (order) 言渡アリタル後、五日以内ニ、少年裁判所ニ對シテ、之ヲ提出スヘキモノトス。兒童事件ノ場合ニ於ケル上訴ノ申立ハ、保釋ノ有無ニ拘ラス、少年裁判所ノ判決ノ效果ヲ停止スルモノニアラス。又、裁判所カ特ニ命シタル場合ニアラサル限り裁判所、或ハ當該兒童ノ保護ヲ委託セラレタル個人、施設、若シクハ機關ノ手ヨリ、該兒童ヲ釋放スル效果ヲ有スルモノニアラス。若シモ、——裁判所カ、該上訴申立ヲ却下セス、又、該兒童ヲ釋放セサル場合ニ於テハ、同裁判所ハ、少年裁判所ノ判決 (order) ヲ是認若シクハ變更スルモノニシテ、當該ノ兒童ハ、之ヲ、監督並ニ教育ノ爲メ、再ヒ、少年裁判所ノ權限内ニ差戻スヘク、然ル後ニ於テハ、該兒童ハ、恰モ上訴ノ申立等ノ無カリシ場合ト同様ナル方法ニ於テ、少年裁判所ノ權限内ニ、尙且、存留スルモノトス。

第三十四條 憲法上合法ナリヤ否ヤノ問題

本法中ノ何レカノ條、項、若シクハ其他ノ字句カ、憲法違反或ハ無効ナリト判決セラルルコトアリトスルモ、斯カル判決ハ、本法中ノ他ノ部分ノ效力ニ何等影響セス。

第三十五條 廢止キレタル法律（少年裁判所法）

(略)

第三十六條 本法施行ノ期日

本法ハ……ヨリ之ヲ施行スヘキモノトス。

(譯者附記)

本書は、著者とその序文に於ても断つてゐる如く、之に依つて、各州の現行少年裁判所法やその事業の統計的智識やを得ることは出来ないのであるが、併し、少年裁判所と云ふ施設に關する理論は、十分に之を觀取することが出来るのである。然かも、その理論が、單に少年犯罪の取扱にのみ適用せらるべきものではなく、少年を中心とする凡てのアップノーマリテイス、否々、社會に於ける凡てのアップノーマリテイスに迄應用すべき眞理を含んでゐることを知るのである。宜べなる哉。近代の傾向は、明かにそれを示してゐる。犯罪を實證的に科學的に研究するとき、それは必然の結果である。犯罪を、社會に於ける他のアップノーマリテイス(著者の語を借りて云へば maladjustment) と區別して觀念するのは誤謬であり有害である。對犯罪策、對貧乏策、等々は、何れも同列に取扱はるべき地位に在るのである。アメリカ合衆國の少年裁判所の態度は、やがて之れ現在「刑事裁判所」と稱するものの態度であらねばならない。應報思想に依る刑罰が、如何に「犯罪」をこじらせたことか。我が國等に於ける現在の制度は、裁判官に對して、如

何に多くの無益なる努力を強いてゐることか。裁判所と刑務所で、さうして其他の凡ての機關が、相調和し、相協力して、所謂 "social team work" を行ふ日が來なければ、何時迄も「犯罪の波」は、擅に、その猛威を逞ふところであらう。私は、本書を以て、絶對的價值ある著作とも思はないのであるが、刑事裁判制度の向ふべき道を示してゐる點に、多大なる興味を感ずる者である。然し、私の短才無力の故に著者の真意を傳へることの出来なからうことを、私かに恐るる次第である。(尾後貫莊太郎) 此の書は、著者の真意を傳へることの出来なからうことを、私かに恐るる次第である。(尾後貫莊太郎) 此の書は、著者の真意を傳へることの出来なからうことを、私かに恐るる次第である。(尾後貫莊太郎)

アメリカ合衆國に於ける少年裁判所 (終)

號數	年 月	司 法 資 料 表 題
第一號	大正一〇、一一	定型アル犯罪ノ調査 (賭博編)
第二號	" 一〇、一二	第二回國際少年保護會議議事録
第三號	" 一一、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護視察制度創設ニ關スル會議議事録
第四號	" 一一、二	米國ノ家庭裁判所
第五號	" 一一、三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	" 一一、四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	" 一一、五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	" 一一、六	英蘭及うえーすノ警察
第九號	" 一一、七	復權ニ關スル佛國法令
第一〇號	" 一一、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規定佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一一號	" 一一、九	英國ノ判事及ますたー論

何に多くの無益なる努力を強いてゐることか。裁判所と刑務所と、さうして其他の凡ての機關が、相調和し、相協力して、所謂 "social team work" を行ふ日が來なければ、何時迄も『犯罪の波』は、擅に、その猛威を逞ふるところであらう。私は、本書を以て、絶對的價値ある著作とも思はないのであるが、刑事裁判制度の向ふべき道を示してゐる點に、多大なる興味を感ずる者である。然し、私の短才無力の故に著者の真意を傳へることの出來なからうことを、私かに恐るる次第である。(尾後貫莊太郎)

アメリカ合衆國に於ける少年裁判所(終)

號數	年	月	司法資料表題
第一號	大正二〇、	一一	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
第二號	"	一〇、一二	第二回國際少年保護會議議事録
第三號	"	一一、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護視察制度創設ニ關スル會議議事録
第四號	"	一一、二	米國ノ家庭裁判所
第五號	"	一一、三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	"	一一、四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	"	一一、五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	"	一一、六	英蘭及うえーすノ警察
第九號	"	一一、七	復權ニ關スル佛國法令
第一〇號	"	一一、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規定佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一一號	"	一一、九	英國ノ判事及ますたー論

第一二號	大正一一、一〇	英佛ノ辯護士法制
第一三號	一一、一一	獨逸ノ辯護士法制
第一四號	一一、一二	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營竝ニ管理ニ關スル調査報告
第一五號	一二、一	辯護士倫理
第一六號	一二、二	獨逸國調停法草案及同理由書
第一七號	一二、三	英國監獄制度
第一八號	一二、四	獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文
第一九號	一二、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第二〇號	一二、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	一二、五	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事錄及評論
第二二號	一二、六	(附) 統一の勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案
第二三號	一二、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況 戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法(附) 丁抹ノ社會政策的立法概觀

第二四號	大正一二、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	一二、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用人委員會竝ニ勞働爭議ノ調停ニ關スル法制(附) 調停制度概觀
第二六號	一二、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附) 英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第二七號	一二、八	短期自由刑論
第二八號	一二、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第二九號	一二、九	獨佛英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法制
第三〇號	一二、一〇	獨逸國勞働裁判所法草案及理由書
第三一號	一二、一〇	獨逸國少年裁判所法
第三二號	一二、一一	司法制度改良論
第三三號	一二、一一	獨逸新經濟法
第三四號	一二、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判竝ニ賃率契約ニ關スル立法例
第三五號	一二、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判竝ニ賃率契約ニ關スル立法例

第三六號	大正一三、一	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(丁抹、瑞典、諾威之部)</small>
第三七號	一三、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及すこつとらんどニ於ケル刑事手續
第三八號	一三、二	佛國借家借地法
第三九號	一三、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(英國、加奈陀之部)</small>
第四〇號	一三、三	佛國監獄制度及同職員令
第四一號	一三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(南亞之部)</small>
第四二號	一三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(濠洲之部)</small>
第四三號	一三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(米國之部)</small>
第四四號	一三、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴制度
第四五號	一三、五	英國裁判所構成論(一、英國裁判官ノ地位附司法行政機關)
第四六號	一三、六	英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位)
第四七號	一三、六	瑞西國辯護士法

第四八號	大正一三、七	露西亞事情
第四九號	一三、七	米國ノ刑罰制度
第五〇號	一三、八	獨逸國民民事訴訟改正律令
第五一號	一三、八	英國裁判所構成論(三、下級裁判所ノ部 其一、治安裁判所)
第五二號	一三、九	英國裁判所構成論(四、下級裁判所ノ部 其二、州裁判所及檢屍官裁判所ノ組織)
第五三號	一三、九	英國裁判所構成論(五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限)
第五四號	一三、一〇	佛國商事裁判制度
第五五號	一三、一〇	獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑事手續ニ關スル法令
第五六號	一三、一一	英國裁判所構成論(六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織)
第五七號	一三、一一	獨逸國勞務契約法草案及評論(附)佛國勞働法正文

第五八號	大正一三、一二	米國少年裁判法
第五九號	" 一三、一二	英國裁判所構成論(七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲裁裁判所ノ組織(附)裁判所相互ノ關係)
第六〇號	" 一四、一	不定期刑ノ言渡制度
第六一號	" 一四、一	改善不能性犯人ノ處遇
第六二號	" 一四、二	英蘭刑事訴訟法概觀及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記錄
第六三號	" 一四、二	北米合衆國裁判制度(一、聯邦司法省ノ組織、職制及裁判制度)
第六四號	" 一四、三	獨逸國後見制度(前編)
第六五號	" 一四、三	獨逸國後見制度(後編)
第六六號	" 一四、四	刑ノ執行猶豫制度
第六七號	" 一四、四	假釋放
第六八號	" 一四、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ累進制度、宣

第六九號	大正一四、五	誓セサル證人ノ處罰及ヒ不定期刑制度ニ關スル會議議事錄
第七〇號	" 一四、六	諸國刑法草案
第七一號	" 一四、六	英國司法警察論
第七二號	" 一四、七	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇
第七三號	" 一四、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第一編)
第七四號	" 一四、八	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書(附)金山檢事宇野判事視察報告書
第七五號	" 一四、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所
第七六號	" 一四、九	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第二編)
第七七號	" 一四、九	獨逸國陪審裁判所記錄(附)秋山檢事鈴木判事規察報告書
第七八號	" 一四、一〇	刑罰ニ關スル制度(其一)
		佛蘭西の政治組織(現代佛蘭西の政治、行政及司法制度の概觀)

第七九號	大正二四、一一	一九二五年獨逸刑法草案竝ニ理由書(總則編)
第八〇號	" 一四、一二	刑罰に關する制度(其二)
第八一號	" 一五、一	北米合衆國の刑事裁判(其一)
第八二號	" 一五、二	北米合衆國裁判制度(二、カリホルニヤ州ノ裁判制度)
第八三號	" 一五、三	北米合衆國の刑事裁判(其二)
第八四號	" 一五、四	一九二五年獨逸刑法草案竝ニ理由書(各論篇)
第八五號	" 一五、五	陪審制度視察報告書集(附)ガルソン教授述陪審制度論
第八六號	" 一五、五	刑罰に關する制度(其三)
第八七號	" 一五、六	正義と貧民(其一)
第八八號	" 一五、七	正義と貧民(其二)
第八九號	" 一五、七	刑罰に關する制度(其四)
第九〇號	" 一五、八	刑罰に關する制度(其五)
第九一號	" 一五、八	英國に於ける警察裁判所
第九二號	" 一五、九	同法行政上より見たる普國區裁判所實務(第三篇)

第九三號	大正一五、九	刑罰に關する制度(其六)
第九四號	" 一五、一〇	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書第二卷(其一)
第九五號	" 一五、一〇	諸外國に於ける辯護士制度概觀
第九六號	" 一五、一一	歐洲諸國に於ける上訴制度
第九七號	" 一五、一一	佛國裁判制度(其一)
第九八號	" 一五、一二	佛國裁判制度(地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限)
第九九號	" 一五、一二	國際行刑會議報告書集(一)
第一〇〇號	昭和 二、一	國際行刑會議報告書集(二)
第一〇一號	" 二、一	公の秩序に對する犯罪に關する比較法論(其一)
第一〇二號	" 二、二	公の秩序に對する犯罪に關する比較法論(其二)
第一〇三號	" 二、二	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書第二卷(其二)

第一〇四號	昭和	二、三	司法に關する法制
第一〇五號	"	二、三	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務 (第四篇)
第一〇六號	"	二、四	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務 (第五篇)
第一〇七號	"	二、四	保安處分
第一〇八號	"	二、五	陪審裁判所に於ける發問 (總則篇)
第一〇九號	"	二、五	陪審裁判所に於ける發問 (各論篇)
第一一〇號	"	二、六	ケート・ウエブスター事件の陪審公判 (英國著名裁判 其一)
第一一一號	"	二、六	單獨判官と司法官制
第一一二號	"	二、七	國際行刑會議報告書集 (三)
第一一三號	"	二、七	國際行刑會議報告書集 (四)
第一一四號	"	二、八	佛國刑事裁判所の組織及び司法警察
第一一五號	"	二、八	チエツコ・スロウアキア共和國の刑法典草案及同理由書 (總則篇)

第一一六號	昭和	二、九	米國の勞働法制 (上)
第一一七號	"	二、九	米國の勞働法制 (下)
第一一八號	"	二、一〇	刑法草案集 (端西一九一八年案、埃一九二二年案、伊一九二一年案)
第一一九號	"	二、一〇	チエツコ・スロウアキア共和國の刑法典草案及同理由書 (各論篇)
第一二〇號	"	二、一一	佛國陪審に於ける發問の方式とその判例
第一二一號	"	二、一一	賭博に關する調査
第一二二號	"	二、一二	佛國の檢察制度
第一二三號	"	二、一二	フレデリック・バイウォーターズ及エディス・トムソン 事件の陪審公判
第一二四號	"	三、一	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書 (總則篇)
第一二五號	"	三、二	大逆罪に關する比較法制資料
第一二六號	"	三、三	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書 (各論篇)

第一二七號	昭和 三、四	刑法改正に關する比較法制資料 (前篇)
第一二八號	" 三、五	刑法改正に關する比較法制資料 (後篇)
第一二九號	" 三、六	佛國裁判所の構成に關する法令
第一三〇號	" 三、七	米國裁判所の組織及び訴訟手續
第一三一號	" 三、九	ソヴェエツト露西亞の法制 (前篇)
第一三二號	" 三、一〇	ソヴェエツト露西亞の法制 (後篇)
第一三三號	" 三、一一	限定責任能力者社會上危險なる精神病者及犯罪的常習 飲酒者に對する處遇
第一三四號	" 三、一二	一九二七年伊太利刑法豫備草案
第一三五號	" 三、一二	治安判事論
第一三六號	" 四、一	各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究
第一三七號	" 四、二	刑の量定 (前篇)
第一三八號	" 四、三	刑の量定 (後篇)
第一三九號	" 四、四	佛に於ける家族制の變遷

第一四〇號	昭和 四、五	陪審裁判手續に關する問 (前篇)
第一四一號	" 四、六	陪審裁判手續に關する問 (後篇)
第一四二號	" 四、七	徳川禁令考後聚 (第一帙)
第一四三號	" 四、八	獨逸司法制度 (前篇)
第一四四號	" 四、九	獨逸司法制度 (後篇)
第一四五號	" 四、一〇	ソヴェエツト露西亞民法 (前篇)
第一四六號	" 四、一一	ソヴェエツト露西亞民法 (後篇)
第一四七號	" 四、一二	アメリカ合衆國に於ける少年裁判所

14.5
54

終